

## 平成23年第4回那須塩原市議会定例会

### 議事日程（第4号）

平成23年9月7日（水曜日）午前10時開議

#### 日程第 1 市政一般質問

##### 30番 若松東征議員

1. 自然エネルギーについて
2. 道路行政について

##### 16番 早乙女順子議員

1. 東日本大震災と福島原発事故の避難者等への支援について
2. 福島原発事故の放射能汚染の対策について

##### 10番 高久好一議員

1. 米の放射能対策について
2. 畜産農家の支援と食肉の消費の安定について
3. 市民の安全確保と生業支援について
4. 被災市民を支援する税軽減対策について

##### 27番 吉成伸一議員

1. 公的不動産の有効活用について（PRE戦略）
2. 学校図書館の整備・推進について
3. がん対策について
4. 放射能汚染対策について

出席議員（29名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	19番	関谷暢之君
20番	平山啓子君	21番	木下幸英君
22番	君島一郎君	23番	室井俊吾君
24番	山本はるひ君	25番	東泉富士夫君
26番	相馬義一君	27番	吉成伸一君
28番	玉野宏君	29番	菊地弘明君
30番	若松東征君		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	松下昇君
副市長	増田徹君	教育長	井上敏和君
企画部長	室井忠雄君	企画情報課長	古内貢君
総務部長	三森忠一君	総務課長	熊田一雄君
財政課長	伴内照和君	生活環境部長	松本睦男君
環境管理課長	齋藤正夫君	保健福祉部長	長山治美君
福祉事務所長	玉木宇志君	社会福祉課長	阿久津誠君
産業観光部長	生井龍夫君	農務畜産課長	斉藤一太君
建設部長	君島淳君	都市計画課長	若目田好一君
上下水道部長	岡崎修君	水道管理課長	薄井正行君
教育部長	平山照夫君	教育総務課長	山崎稔君

会計管理者	後藤のぶ子君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局局長 西那須野 支所長	荒川正君
農業委員会 事務局局長	成瀬充君		齋藤兼次君
塩原支所長	臼井浄君		

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	斉藤誠	議事課長	渡邊秀樹
課長補佐兼 議事調査係長	稲見一美	議事調査係	小平裕二
議事調査係	人見栄作	議事調査係	小磯孝洋

開議 午前10時00分

#### 開議の宣告

議長（君島一郎君） おはようございます。  
散会前に引き続き本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は29名であります。

#### 議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

#### 市政一般質問

議長（君島一郎君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

#### 若松東征君

議長（君島一郎君） 初めに、30番、若松東征君。  
30番（若松東征君） おはようございます。

一般質問に入ります前に、きのうたまたまテレビのスイッチを入れましたら、那須町、那須塩原市ということで、1 $\mu$ Sv以上、校庭の除去作業ということで、大々的にテレビで放映されておりました。その結果は、除去した後は $\mu$ Svが少なくなるといった報道がありましたので安心しましたが、なるべくこの那須塩原市から、そういう放射能問題ばかり報道するんじゃなくて、未来に向けて、将来に向けて、明るいニュースが報道されたいなと願ひまして、一般質問に入らせていた

できます。

#### 1、自然エネルギーについて。

福島第一原子力発電所での大きな事故は、世界エネルギーの戦略をも変えてしまうことになりました。事故が起きた発電設備は、調べてみると、1970年時代の古い技術でつくられた設備だそうです。津波さえなければ、このような事態を招くことはなかったかと思えます。日本の原発事故の様子を見て、世界各国は次々と原発の開発計画にストップをかけました。日本では、今までとめていた火力発電所をまた使わざるを得ないわけです。二酸化炭素排出量の増加は避けられません。そのような中、那須塩原市の発電状況について、以下の2点についてお伺いいたします。

本市の水力発電、火力発電、太陽光発電、風力発電などの現状についてお伺いいたします。

小水力発電、温泉熱、畜産バイオマス、農産バイオマス、木質バイオマスの地域固有の資源エネルギーを最大限に生かし、市のエネルギーとして推進する考えがあるかをお伺いいたします。

これで、2項目の第1回目の質問を終わらせていただきます。よろしくお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） おはようございます。

30番、若松東征議員の市政一般質問にお答えをいたします。

1の自然にエネルギーについて2点、順次お答えをいたします。

まず、本市の水力発電、火力発電、太陽光発電、風力発電などの現状についてお答えをいたします。

まず、出力1万kWを超える水力発電につきましては、東京電力（株）が1カ所、電源開発（株）

が1カ所、栃木県営が1カ所の計3カ所、発電所を設置しており、出力合計159万1,100kW、小水力発電のうち、出力が1,000kWを超え1万kW以下の発電所につきましては、東電が3カ所、県営が2カ所の計5カ所の設置で、出力合計は1万9,800kW、また出力が1,000kW以下の発電所につきましては、東電が1カ所、那須野ヶ原土地改良区連合が5カ所の計6カ所の設置で、出力合計1,160kWとなっております。

次に、太陽光発電につきましては、本市の施設に8カ所の設置で出力合計125kW、県の施設には2カ所設置で出力合計60kWとなっており、民間業者では10kW以上の発電の把握となりますが、5カ所の設置で出力合計90kWとなっております。

なお、個人での発電につきましては、把握しておりません。

次に、廃棄物の焼却による発電につきましては、那須塩原クリーンセンターとブリヂストン栃木工場の2カ所で出力6,990kWとなっております。

次に、ふん尿系バイオマスガス発電につきましては、県の施設に1カ所の設置で出力25kWとなっております。

最後に、火力発電と出力10kW以上の風力発電につきましては、現在、本市においては設置はございません。

次に、小水力発電、温泉熱、畜産バイオマス、農産バイオマス、木質バイオマスの地域固有の資源エネルギーを最大限に生かし、市のエネルギーとして推進する考えがあるかについてお答えいたします。

本年6月議会の若松議員の質問でもお答えしておりますが、本市の特性を生かした自然エネルギーの利活用につきましては、国の施策の動向を見きわめながら、今年度と来年度の2カ年で策定する那須塩原市地球温暖化対策実行計画の策定の一

つとして、今年度、市民、事業者、行政が一体となって立ち上げた環境連絡会議において検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 細かくいろいろな答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。

私の調べた中で、ちょっとわからない点があったのを明確に市長に答弁いただきまして、ありがとうございます。

そこで、第2回の質問に入らせていただきます。

本市の水力、火力、太陽光、風力ということで明確な答弁をいただきました。今、市長から答弁いただいたW数を比べると、かなりの量があるのかなと思います。その中で、それは了解なんですけども、そのほかに東日本の地震によって、例えば沼ツ原ダムとか深山ダムとか、また塩原のほうにあるダムなどの亀裂とか、決壊の問題などは、市のほうに報告があったのか。また、そういう調査をなされたのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 今回の地震によるダム等の損傷についてのご質問であります。市のほうに報告がありましたのは、電源開発のほうで沼ツ原の池のほうに亀裂が入ったというような報告はなされました。であります。それ以外の部分についてはありませんし、調査もしておりません。

以上です。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 私どもの関係で深山ダムについては、先ほどの市長の答弁の中にありました電源開発の深山発電所、それから県営の

発電所ということで関係がしてございます。深山ダムの遮水壁、水をためておく前面の遮水壁、そこに縦に右岸側、左岸側に大きな亀裂が入ってしまっていて、それについては現在、県が事業主体ということで、災害復旧工事を今後進めるということで、今現在進んでございます。ただ、発電と、それから農業用水等の水利につきましても、亀裂が拡大しないように水位を下げて現在運転といたしますか、運用しているということで、特に発電ができなくなっているとか、そういう事態にはなっていないというふうに聞いてございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 了解しました。

まず、そこを先に聞いたのは、水量によって今市長が答弁されたkWが十分に賄えるかどうかということで、それを聞いてみました。私も、その調査を現地に行って調べた結果、確かに亀裂が入りまして、沼ツ原のほうはこういう状態で赤い線でちょっと小さくて見えないんですけども、そんな形で出ていまして、その補修は終わったとの報告を受けてまいりました。そのやっている工事現場の写真、こういった形で、それもちょっと見てまいりました。そのほかに、もう1点、今、部長のほうから答弁いただいた深山ダムに関しては、水量を満水状態というわけではないけども、そこまでにするにはちょっと厳しいのかなという答弁をいただいてきまして、それはなぜかというと、亀裂が入ってしまっていて、それを直すのには農業用水を余り使わない時期に少し水を減らして、それを補修するような答弁をいただいてきましたけども、それはさておきまして、そんな結果も出ているということで、安心・安全というものが、そこも起点に考えるべきではないかなと思うのは、なぜそんなことが言えるかということ、この12号台

風のあのすさまじい子細を朝晩テレビで見ますと、そういう可能性も起きるのかという心配があったものですから、その説明をさせていただきました。その点については結構でございます。よく検討しながら、それなりの要望を出しながら、電源開発のことをやっていただきたいと思っております。その点ではわかりました。

それで、市長がるる5力所で1万9,800kWということで、すばらしい電気が送られてくるのかなというのと、それから、たまたま今現在、深山ダムのほうの、これは正式に言うと、どういうのになるのかな、沼原発所、電源開発、「東日本沼原発所」になるのかな、正式な名称、そんな形なんですけども、今現在、この電気の需要がかなり欲しい時期に、それが活動しているのかどうか、もしわかりましたらお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 沼原発所、電源開発の発電の状況でありますけれども、現地事務所からの情報によりますと、施設のほうは先ほど亀裂が入ったお話ししましたけれども、7月の段階でもう修理が全部済んだということで、その他機械のほうの施設は、整備は整って発電能力だけの施設は整っていますが、供給に対しては、東京電力のほうからの供給要請と申しますか、それに応じてやっているということで、フル活用はしていないというふうなことは聞いております。細かいことはわかりませんが、その程度のお話は伺っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 今、部長のほうから答弁いただきましたから、そうなのかなと思うんですけども、私、素人考えなものですから、それだ

けの発電力があるんだったら、そのの所長さんとちょっと検証してきたんですけれども、1号機で発電をすると22万kW、最大出力という形のもので、それが一つは予備ということで3機ぐらいあったのかなと思います。地下約700mぐらい下がると、とてつもない空洞空間が出てきて、それにそういう発電機が入ってありました。そこも現地で見えてまいりましたけれども、たまたま先ほど部長が申されたように、東電のほうで全部コントロールされてくるからできないというのと、またどうしてこれだけの市には関係ないかもしれないけれども、これはなぜこんなことを聞くかという、市民の方々が那須塩原市には幾つぐらい発電所があるのというきっかけのもとに調べ始めました。そうすると、それだけの発電所が市内にもしあってなかったら、活動すれば、それだけの出力が電気が賄えるんじゃないかなという、市民の要望のもとにしばらく運動してまいりました。

一応調べた結果、昭和44年12月から始まり、沼原発電所、48年6月に開始を始めたということで総工費300億円、すごい金額ですよ。これと多分、次の質問に関連があるかと思うんですけれども、それだけの金をかけてやったんですけれども、何かロボット的な存在で全部本社のほうからの命令を受けないといけないというのと、また弱点もあるそうです。今、逆に電源が不足しているから、それを水をくみ上げる電気がちょっと足りないのかなというお言葉も聞いてまいりましたけれども、何かすごいものに、これは明確に調べてはいないんですけれども、300億円という大金をかけて、いろいろなところでできている。この結果、ここで聞いて私がびっくりしたのは、塩原にも同じものがあるんだと言われて、塩原のほうは何回かアプローチしましたが、会ってはもらえな

かったです。

そんな形のものがあるものですから、地元にこういうものがあって、そこで私は今、市長からも答弁をいただきましたけれども、世界で一番のブリヂストン工場というのがありまして、そこでも自家発電ということでやっているということで、ちょっとほっとはしましたんですけれども、大規模の工場に対して、発電力がとまるということは、我々市民の雇用対策とか、いろいろなものに影響するのかなと思います。

そういうもので、市独自の調査をしながら、こういうものに向けた、今、市長が答弁されましたトータルでいくと、かなりのW数になると思います。それを生かしていけたらなと思ひまして、質問させていただいているんですけれども、その点で一応大きなクリーンセンターとか、ブリヂストンとかといて、6,990Wかな、これ2カ所で。そういうのと、そのほか5カ所のW数とか、いろいろ出ていますけれども、それをトータルすると、かなりのものですよ。それも市独自のやり方、そういう調査の結果でこういうものが動かせたらなと思うんですけれども、その点について1点聞きたいのと。

それから風力はないということでは言われましたけれども、その他もろもろの発電能力はあると思うんですよ。そういうものを稼働していくと違ってくるのかなというのは、電源開発のほうの説明を聞きますと、例えば深山ダムの1回電源するだけで、栃木県の北関東、栃木県というか、栃木県の半分は電力が賄えますよというお答えを聞いてきたものですから、その辺はどうなんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 電気の供給能力、電源開発のお話でしょうけれども、細かいところ

は把握しておりませんので、わかりません。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） そうかなと思います。ただ、私ら素人に関すると、これだけ供給能力があるんだからということで、自分が住んでみて初めていろいろ調べてみると、結構利便性のいいところに住んでいるんだなという形がありました。ただ、すべてそういう形で動かせればいろいろな形で節電なんかなくても済むのかなと思ったものですから、それと市長の答弁の中でクリーンセンターの電気というのは、これはどのように使われているのか。

それと、るる細かく説明を受けたんですけども、そういう電源がもし余剰電源としてあるのか、それともつくった施設で全部使ってしまった終わりになるのか、その辺もしわかりましたら、お答え願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） ただいま市のクリーンセンターの発電の状況のお尋ねですが、先ほど市長のほうからまとめて申し上げましたのですが、クリーンセンターにつきましては、発電能力は1,990kWであります。それで、余剰電力の売電につきましては、今回の市政報告書は決算の中でも盛っておりますけれども、売電をしているという状況でございます。

それと、当然、発電した1,990kWの能力の中で発電している電気については、施設の電気稼働分について、それを活用しているというものであります。

以上です。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） クリーンセンターの場合は、施設の中で使っているということで、それは

例えばどのような使用をされているのか、全体的に言うと、例えばこういう光を出す電気に使っているんだか、モーターを回すのに使っているんだか、火力だからモーターは火力で回ると思うんですけれども、それでそれを使った場合に電気の足りない分というのがあるのか。また、これだけで十分賄えるのか、それがわかりましたらお願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 1,990kWですべて賄えるのかということのお話だと思うんですが、すべては賄えません。ということで、特に照明関係、そういうものに活用していますけれども、1,990kWでは全体を賄うことはできません。

以上です。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 1,990kWでは賄えない、照明ということで。そうすると例えばの話、それにもう少し容量を加える、モーターが回せるためには、やはり火力発電ですから、何か燃やさなくてはならないということもあるんだろうと思いますけれども、なぜかという、一つのもので全部を賄うんじゃなくて、そこに太陽光発電とか、それからバイオとかという形のを複合的にしていくと、クリーンセンターがそこだけで賄えるような電気が起きるのではないのかなという考えのもとに質問しているんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 太陽光のお話が出まして、私のほうで先ほどは廃棄物の発電ということで申し上げましたけれども、クリーンセンターにおきましても、太陽光については10kWという



ことで設備されております。当然、これも照明関係です。

ちょっと手元に資料がないもんですから、ふだん使われているクリーンセンターの総電力についてなんですが、先ほど申し上げましたように、動力部分、そういったものについては、到底賄い切れませんので、全体は相当な電力でありますので、なかなかそれを賄うだけのというのはできないというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 到底賄えないという答えなんですけども、ただこの電気というものを調べていくと、一つの例えば水力だと水力だけ、2番目に入らないようにしたいんですけども、そういう水力だけだと賄い切れなから、いろいろな調査をしていくと、それは将来無理だよ、赤字だよという答えが随分返ってきます。ただ、私が考えているのは、そういうものが可能な限り研究するのでもいいのかなと思うんです。

例えば、クリーンセンターを一つのモデル地区に仕立てて、そこに足りない分の電気エネルギーをどういうふうにするかということで、一括してそこにそういう、例えばの話ですけども、2番と複合してしまうんですけども、そういう木質バイオとか、それから畜産バイオとか、そういうものを複合すれば、かなりのあれができるのかなと思うのと、あと、この件で大分県の九重町、八丁原発電所、日本一の地熱発電所も7月25日に視察に行っていました。

そのの所長さんの説明では、今は30何でもタービンを回せるような、そういうシステムがあるんですよと言われまして、それがバイナリー発電という発電だそうです。なるほど、温度がそんなに上がらなくてもできるのかなというのは、八丁原では今まで高熱のをやっていたんですけども、バ

イナリーは平成14年に実証調査を終了しまして、16年から運転開始ということで、16年だと結構たっていますよね。そういうものもあるそうです。そういうものを複合的に考えて、あの施設は全部クリーンエネルギー、自然エネルギーでやっているんだよという課題を持っていったら、今、代表質問、一般質問と、きのう、おとといと何とかしないということで大騒ぎしております。その逆手を出して、全国でも有名な那須塩原には、こういう学習ができるところがあるというもので引き込む観光地にもなるのかなと思うのもあります。

あと、いろいろW数ばかりで言ってしまうんですけども、実際に原発を見てくると、沼原発電所は、ことしはこういう時期だからだと思っんですけども、高校のグループが2グループ来たそうです。そういうものを、やはり観光資源と結びつけ、例えば板室だったから深山ダムのほうとの相談をしながら、観光に向けた施設の案内ということは確認をとってきましたから、大丈夫ですよ。大型バスはちょっと困りますと。どういうことですかと言ったら、行きどまりで無理だからということで、そういうものをしながら過疎化に向けた違う開発ができるのかなと思います。調べていくと、塩原も同じ条件があるのかなと思って、そういうものを売りに出すことによって、子どもたちの目で見て、目がこっちに向いて、親も一緒に来ようかという形で温泉街の復興にもなるのかなと思うものですから、その点ではどうでしょうか。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君に申し上げます。

ただいまの質問につきましては、自然エネルギーということで観光客・誘客の部分になりますと、通告から逸脱するかと思いますので、質問の部分を再度訂正をお願いしたいと思います。

30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 議長も、よく耳を澄まして聞いてもらおうと、これ関連なんですよ。その辺で、この発電所を利用したものを言っているんです、私は。無駄にすることないでしょう。今はつきり言うと、那須塩原市、那須町、マスコミのほうで見えていますか。ほとんど放射能ばかりですよ。もうちょっと考え変えてくださいよ。今、どうしたら呼べるかと、物すごいチャンスじゃないですか。そういうことを訴えているんですよ。そうじゃないんですか。これはだめ、あれはだめ、ちゃんと関連があるからここまで引っ張ってきたんです。私はそう思います。

市民に話しますと、それはいいことだと言っていますよ。それが阻止されるんなら、されても構わないですけども、これは多分報道されているからわかると思うんです。そういうものを考えてみてはどうなんですかと提案しただけなんです。その答えをいただいはいけないんですか。

議長（君島一郎君） 申し上げますと、事前通告の中に観光客・誘客対策という形でのものが入っていれば問題ないかと思いますが、通告の内容につきましては、自然エネルギーということで発電の内容、あるいはその発電に対する今後の市の考え方というものが質問の項目に趣旨として載っておりますので、観光客・誘客については、どこにもその部分には記載されておりませんので、ご訂正のほうをお願いしたいと思います。

30番（若松東征君） 何か訂正しづらいですね。実際に調べていって、いろいろなところにつづかって、それでこういう提案が出てくるんですよ。このやつは早目に出してあるんです。変えることできないですよ。議長、変えることを出してくれるんだったら幾らでもできます。その辺も考慮してもらいたい。今、重大な問題だと思えますよ、

実際に。それぐらい、市民も真剣に考えている、温泉街も考えている、実際そういう問題だと思えます。ただ、それについてちょっと答弁をいただきたかったですけども、だめだそうですから、それは結構です。

に入らせていただきます。

小水力発電、温泉熱発電、畜産バイオマス、農産バイオマスと木質バイオマスというということで、先ほど市長から答弁をいただきまして、2カ年計画でやるということで、大変計画にのっているということでは素晴らしいことだと思えますけども、こういうものもすべて先ほど質問した中に、ただそれだけじゃなくて複合的にそういうエネルギーをうまく利用したら、一つの建物が稼働できるのではないかなと思って質問しているんですけども、なかなか難しい規約がありまして、それを超えられることができないということですね。

この件については、平成23年2月に渡された地域クリーンエネルギーということで、る読んでみましたらわかりました。ただ壁は幾つもあると思います。その壁を乗り越えるために、行政サイドでは先ほど市長が答弁したような会議を開きながら、まさに進めていただきたいと思えます。この件は結構でございます。

次に入らせていただきます。

2の道路行政について。

交通の利便性向上を図るとともに、歩行者の安全を確保する道路工事が求められていることから、以下の点についてお伺いいたします。

3・4・1本郷通りでは、JR横断部の道路アンダー工事など継続的に行われておりますが、3・4・1本郷通りの道路改良工事における進捗状況についてお伺いします。

通学路整備事業により、大規模な道路改良や歩道整備が困難な地域では、通学路において簡易

的な歩行空間の確保、整備を行っているが、歩行者と車両の安全対策についてお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） それでは、2つほどご質問いただきましたので、順次ご説明を申し上げます。

まず、の3・4・1本郷通り道路改良工事の進捗状況についてお答えをいたします。

本事業は一般国道4号からJR東北線を横断し、県道黒磯高久線までの延長883mを整備するもので、平成24年度の完了に向け事業を進めております。平成22年度末における事業の進捗率は92.7%となっております。現在、雨水管のつけかえ工事を実施しており、今後は平成24年度秋の供用開始に向け、舗装工事等を実施する予定であります。

続きまして、の通学路整備事業による歩行者と車両の安全対策についてお答えをいたします。

本市においては、安全で便利なまちづくりを目指して道路整備を実施しているところですが、道路の改良や歩道の整備には多額の費用を要するため、市民からの要望に応じ切れない状況にあります。このようなことから、少ない費用で歩行空間を確保し、児童生徒が安全に安心して通学できるよう、通学路の整備に関する要綱を制定いたしまして、平成22年度から通学路整備事業を実施しておりますところでございます。安全対策といたしましては、ポストコーン等の設置により歩道と車道を分離し、児童生徒の安全性の向上に努めるとともに、運転者への注意喚起を図っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 答弁ありがとうございます。

今、部長より答弁いただきまして、24年の秋ご

ろということでやられると。3・4・1号線、私も現場を何度か見て、もう少し角度を変えて質問できないかなと思ひまして、5時ごろから、あの辺をうろうろしてまいりました。そうすると、今やっているのが排水問題なのかな、雨水対策を共同企業体でやっていると思ひます。そこに看板がありました。それと、市民にわかるような写真が添付されておりましたけども、ただ市民から言わせると、向こうが見えるのになかなか通してくれないよなという声があったものですから、確かにJRを越えて旧晩翠橋のほうへ行くと、ちょっと落差が大きくて見えないんですけども、4号パイパスのほうから見ると向こうが空洞で見えるような状態になっていますね。

例えば、あれは何ていうんですか、雨水対策は。市道22号、蓬萊通り線というのかな、その辺のほうから真っすぐに行ってしまうようなところのJRの下をやっているのかなと、ちょっと見てきたんですけども、確かに順調に進んでいると思ひますけども、なかなか時間がかかっているという形の中で見てまいりました。そうすると、大まかに秋ごろと言うんですけども、どの点で結構時間がかかってしまうんだか、雨水対策の件だと思ひますけども、その辺もし明確にわかりましたらお願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） 今後の進捗状況と申しますが、そういったご質問かと思ひますけれども、24年の秋ごろ本郷通りは供用開始ということで予定をしておりますけれども、今後につきましては、23年度の事業といたしまして、議員おっしゃるように、雨水管のつけかえ工事をやっておりますけれども、それに伴います道路改良の工事、これも現在進めておりますけれども、23年度については、

そのような形で実施したいと。24年度につきましては、関係する2路線の改良工事というような形で考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 雨水対策ということなんですけども、今後、それに関連する道路が幾つかあると思うんです。先ほど申しましたように、蓬萊通り、市道22号というのは駅の東側の通りですね。それから、市道10号、朝日通り線ということで、駅前のほうを白河に向かって行った通りかなと思うんですけど、そこでちょっと疑問点を思ったんですけども、あそこの通りを行くと信号が今の踏切時代には、お互いの蓬萊通り、それから朝日通りのほうには信号ができていますけれども、これはあそこの踏切がなくなった場合には、今の3・4・1本郷通りのほうに、その信号をあのまま置くんだか、また本郷通り、3・4・1号線通りのほうに信号が移るんだか、その辺の整備というのは考えた上での計画なんでしょうか、進捗状況の中で。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） ただいまのご質問は、本郷通りの開通によりまして、湯街道の1号線とありますが、踏切の湯街道踏切という部分の関係で、その後工事の連携とありますが、そういったもので計画的に進んでいるのかというようなお話かと思っておりますけれども、それに伴って信号機等の設置というふうなことも踏まえてのご質問だと思いますが、議員ご存じのように、朝日通りと湯街道1号線の交差部分につきましては、1mほどの段差がございまして、現在、通行どめとありますが、なっております。今後、踏切につきましては、基本的には本郷通りが供用開始になった暁には、

踏切廃止というようなことになろうかと思っております。それで、当然その後、朝日通りと湯街道1号線の段差につきましては、解消を図るべく当然勾配がございまして、ただいま申し上げましたように、1mほどの段差があって今のところでちょっと通行が難しいかと思っておりますので、その辺は無理のない勾配で工事をしてまいりたいというようなことで、信号機等につきましては、当然その踏切が廃止になります関係上、現在のところでは信号等につきましては考えておらないと。ただ、状況によっては当然JRのほうと覚書等では、そのような形になっていますけれども、そういった関係する道路もございまして、JRのほうとも再度協議をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 答弁ありがとうございます。なるべく安全なほうに向けてやってもらえたらと思うのと、素人考えで、この踏切がなくなると、この信号はもう要らないのかなという考えがあったものですから、それがそのまま今度の3・4・1号線のほうに移れるのかなという感じがあったものですから、ぜひその辺をよく検討しながら進捗状況を見守っていきたく思いますけれども、安全・安心を頭において計画していただきたいと思います。この件については、了解いたしました。

最後の 通学道路整備事業により伺います。2回目の質問に入らせていただきます。

先ほど、部長よりご答弁をいただきましたが、それはわかっているのですが、それで多額のお金がかかるからということで、確かに子どもたちは安全かなと思ったんですけども、見てくると、1mぐらいのかな、あの歩道は。それに草が生えてしまっているものですから、1mまでないん

ですよね。わずかな距離で、子どもたちは動いているのかなという感覚もあったものですから、それとポール立てたために狭いところで3 m50ぐらいですか、ちょっと遊び空間がある、そこで交差できればなというところが4 mぐらいあります。

なぜ、そのようなことを聞かかという、多分あれは枝番でいうと123号豊浦新堀線だと思っんですけども、確かにいろいろ努力されて、市民からの寄附がありましてできたことはうれしいことなんですけれども、たまたま県道黒羽黒磯線、通称鍋掛街道というところが信号が余り多過ぎて渋滞があるんですよね。そのために、その123号豊浦新堀線を迂回する車が非常に多いんです。多分、学童の通学時は進入禁止ですから、これはいいんですけども、それ以外で結構トラブルが起きていて、時々呼び出されたり何かしているんですよね。だから、その辺の安全対策はどのように考えているのか。また、そういう苦情はあったのかどうか、お願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） ただいまのご質問は、豊浦新堀線の通学路の整備に関するご質問かと思っておりますけれども、議員おっしゃるように、幅員につきましては、おおむね3.8mから4.1mほどでございますけれども、この整備事業に伴いまして、道路の幅員等につきましては変更はございません。しかしながら、整備以前にはやはり道路の路肩とか、そういった部分、道路敷地、あるいは畦畔等々を利用して相互通行といたしますか、そういったものをしていただきたいと思います。今般、ポストコーン等で分離をしたことによって、非常にそういった片側の利用が困難になったというような形で、視覚的に狭く感じるのかなというふうに考えております。

私どものほうといたしましては、中間付近に退避スペースということで長さ28mほどの退避場を設けまして、すれ違いがなるべく容易にできるように対策を講じているところでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 一応説明はいただきましたけれども、何かかなりの交通量が多いので、途中でトラブって、片方が田んぼで、かなり高さがありますよね、よけ切れなくて接触などもあるんです、実際に。だから、安全・安心というのは、生徒に対してもそうだけれども、我々市民もやはりそのぐらいの感覚を持ってやらせてもらえたらなと、市民からのちょっと要望がありましたので、今後あそこはもうつくってしまったからという形ではないですけども、今後そういう形の中で要望があった場合、そういうものも考慮していけば、市民とのトラブル、車同士のトラブルはないのかなと思うんですけども、一応決めですから、そのままやるんだか。あれは、無償提供だから難しいのかなと思うんですけども、それをもうちょっと幅を広げて提供者に言葉をかけてやれば、もうちょっとスムーズな交通が守られるのかなと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長（君島 淳君） もう少し歩行者もさることながら、車両を運転している運転手といたしますか、そちらの安全も考えてということのご質問だったと思いますが、基本的にお願いをする段階で、歩道の部分につきましても、やはり1 mということではなくて、なるべく1 m50とか、そういったご寄附をいただいたり、無償で提供していただく地権者の方には、なかなか大変なあれですけども、私どものほうのスタンスとしては、ある

程度ゆとりがあるような幅員をお願いして、ポストコーン等もその道路の外側といいますか、そちらに余裕を持って設置することによって、ある程度運転者等の交通といいますか、そういった安全確保も図られるのかなというふうに考えておるところでございます。今後、そのような形で進めてまいりたいというふうに感じております。

以上です。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） ぜひ、歩行者の安全、例えば車の安全という形で、いい答弁をいただきましたから、難しい問題だと思いますけども、やはりつまずきがあって、そこに事件とかあれば、市長が言うように、市民の目線というものを、よく見きわめてやっていただければありがたいと思います。

そろそろ時間もなくなりましたけれども、先ほど議長にも指摘されましたけども、要望として、実際に我々新聞、それからマスコミ、週刊誌などで見ると、塩原にある道の駅に1回電話をいただいて見に行きました。そうしたら、週刊誌にこういうことが出て、私ら2日に1回来ればいいんだよというようなお話も聞いてきました。そういう中で、ただ放射能問題を一生懸命、これは時間をかけて科学者が考えて、いろいろなことをやっていかななくてはならないと思うんですけども、我々できるものは、やはり観光地ですから、何かうまく利用してやるべきなんじゃないかなと思います。

それを、なぜ言いますかというのは、ことしも豊島区のほうへ行ってまいりました。去年も豊島区のほうまで行ってきました、コマーシャルのために。そういう表向きで堂々と安全だよということを宣言しながら行かなかつたら、もう何もかも、またか、またかという状態になると思うんです。違う意味のそういうものを電力会社のすばらしい

施設があり、今、電気事業についていろいろな問題が起きていると思います。なぜかという、私はたまたま3月11日の東日本大震災の前に……失礼します。

議長（君島一郎君） 以上で、30番、若松東征君の市政一般質問は終了いたしました。

質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の訂正

議長（君島一郎君） ここで建設部長より発言があります。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） 先ほど、若松議員にご答弁申し上げた中で信号機の移設に対しまして、私は踏切のほうの関連でJRと申し上げてしまいましたが、当然、信号機の移設ということなので警察でございますので、訂正をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

早乙女 順子 君

議長（君島一郎君） 次に、16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では、市政一般質問を

行います。

1 番目の東日本大震災と福島原発事故の避難者の支援についてからお聞きいたします。

東日本大震災は、広範囲な地域に壊滅的な被害を与え、その上、福島原発事故を引き起こし、県域を越えた避難者を出しました。その避難者の中には、放射能汚染によって広域避難を強いられながらも、もとの自治体に戻りたいとの思いもあって、避難先に住所を移すこともできないまま、もとの自治体からの情報が入らないため、不安な生活を送っている人が少なくありません。避難者には、要介護者や幼児、妊産婦も含まれます。そこでお聞きいたします。

車座談議の組織と行政区長会の協力を得て把握した避難者約100名がいたと思いますけれども、その把握状況に変化はありますか。市の避難所にいた人や、他の自治体の避難所にいた人、親戚や知人を頼って避難して人などが考えられますが、把握し切れていない人というのはいるのでしょうか。把握した避難者に対して、市はどのような支援と情報提供をしているのか、お聞かせください。

公営住宅や一般住宅で避難生活を送っている人以外に、介護保険施設や障害者施設に入所している避難者の把握は、どこが行っているのでしょうか。施設に入所している人以外で、在宅サービスを受けている人は把握されているのでしょうか。

要支援者を那須塩原市では、どの施設が何人受け入れて、現在はどのようになっていますか。介護保険などの適用は、どのように行っているのでしょうか。住所地の自治体との関係は、どのようにしておりますか。窓口となった県は、受け入れた施設を支援しているのでしょうか。市としては、どのような支援をしているのか、お聞かせください。

妊産婦健診や健康診断などが受診できること

を避難者にお知らせしていますが、受診状況などお聞かせください。

福島では健康調査を全県民に対して行うことになっていますが、栃木県など県外に避難している人には、どのような対応がとられているのでしょうか。那須塩原市も福島と同様に放射能汚染がありますが、特に子どもや妊産婦の健康調査を福島と同様に行うような措置を求める考えはあるかどうか、お聞かせください。

以上で1回目の質問といたします。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君の質問に対し、答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 私からは、 の避難者の状況把握、未把握の避難者、避難者への支援についてのご質問にお答えいたします。

現在、市では東日本大震災や東電福島原発事故の避難者に対し、避難者支援本部を設置し支援をしているところでございます。避難者の把握につきましては、4月に車座談議組織及び自治会長の全面的な協力を得まして、約100世帯の居住を確認いたしました。調査に当たりましては、自治会等の協力により行ったことから、ほぼ把握できたものと考えております。把握した避難者につきましては、市職員が訪問し出身自治体へ避難者情報を提供するための栃木県在宅避難者登録制度への登録申出書や、避難者が受けられる支援制度をまとめた冊子を配付したところです。現在、登録制度により確認している避難者は114世帯336人となっています。

次に、避難者に対する市の支援と情報提供についてですが、支援としましては、児童生徒に対する学用品の支給や就学費の援助、保健や福祉にかかる事業などを行っており、情報の提供については、各種支援事業の一覧の配付や市広報紙の郵送

を行っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 私のほうからは、以降についてお答え申し上げます。

まず、 の介護保険施設や障害者施設に入所している避難者の把握についてですが、介護保険施設、障害者施設の避難者とも栃木県で把握しています。また、介護保険施設に入所している人以外で在宅介護サービスを受けている人については、被災地自治体から要介護認定事務の代行依頼が3件あり、認定事務を代行していることや、事業所からの相談により、このような避難者がいることは承知していますが、人数や受けているサービス内容等の詳細は把握していません。障害者施設では、被災地自治体や事業所からの照会や相談はなく、在宅介護サービスを受けている人数やサービス内容は把握していません。

の要支援者の市内施設への受け入れ人数及び介護保険などの適用等についてお答えします。

要支援者の市内施設への受け入れについては、福島県から依頼を受けた栃木県が県内の施設へ受け入れを要請し、本市においては、当初、特別養護老人ホーム3カ所へ22人、短期入所生活介護事業所1カ所へ8人、認知症高齢者グループホーム2カ所へ5人の合計35人の受け入れがあったと県から連絡を受けています。障害者施設での受け入れはありませんでした。その後、施設へ確認しましたところ、福島県内の特別養護老人ホームへの移動等により8月23日現在では、特別養護老人ホーム15人、短期入所生活介護事業所2人、認知症高齢者グループホーム3人の合計20人となっています。

介護保険の適用及び住所地自治体との関係については、施設に避難された方の住所は従前のまま

です。被災地である住所地自治体が保険者として介護保険サービスを提供しています。

また、認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービス事業所は、原則として所在地以外の住民が利用するためには、所在地自治体の同意が必要になります。市は認知症高齢者グループホームが受け入れている5人について、それぞれの住所地自治体から要請を受け、既に同意しているところでございます。

受け入れ先への支援については、県は事業所への情報提供や相談を、市は事業所からの相談及び県への要望等、県との連絡調整を行っているところです。

の避難者等の妊産婦健診や健康診断の受診状況についてお答えします。

妊産婦健康診査の受診状況は、受診券交付者が7人おり、受診件数は延べ34件となっています。また、健康診断の受診状況は利用実人数は5人であり、個別には健康診査5人、肺がん検診3人、大腸がん検診3人、乳がん検診3人、子宮がん検診2人、肝炎検査5人となっています。

最後に、 の福島県から避難している人の健康調査の対応や健康調査を福島県と同様の措置を求めることについてお答えします。

福島県では、県外に避難している人に対して健康調査を実施するとしており、住民票を福島県内に置いたまま避難している方や、3月12日以降に住民票を県外に移した方に対して、9月1日から県民健康管理調査票を送付し、受付を開始しました。福島県と同様の健康調査を求めることについてですが、子どもや妊産婦への健康影響については、本市の空間線量等の状況をしっかりと見きわめる必要があります。今後、放射線対策本部で検討したいと考えています。

以上です。



議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では、再質問を行います。

に関してですけれども、車座談議の組織とか、自治会長の協力、自治会の本当に協力を得て避難者が住んでいるところをほぼ把握して、その後、市の職員が戸別に訪問して、先ほど県のほうで用意している在宅避難者登録制度の用紙だと思うんですけれども、それをお渡しして、そして申請を出してもらっているということだと思います。他市では、2次避難所、旅館などなんですけれども、本人の申し出があった場合に登録をしているというようなところで、2次避難先の旅館とかはわかるんですけども、民間のアパートに入っているとか、知人から紹介された貸家に入っているなどというような場合の把握というのは、十分でない自治体というのが県内にはあります。

このことは、私が議会前にちょうど震災における栃木県への避難者に関する県内自治体へのアンケートというのを行いまして、回収した自治体からだけのものなんですけれども、このアンケートの中で回収された那須町とか、大田原、小山市は現在は自治体への避難者の把握は不十分だというふうに回答してきております。避難所閉鎖後の避難者の把握というのは、結構大変だということがこれでわかりました。

那須塩原市では、自治会の協力と市の職員が個別に対応して登録してもらっているという努力をなさったわけで、これ結構地味な取り組みなんですけれども、とても大切なことを行ったんだというふうに私は思っております。それは、市が行う避難者への支援のお知らせなどの情報が、きちんと避難している人に届くかどうかということにつながっていくからです。

また、避難住民に係る事務処理の特例及び住所

移転者に係る措置に関する法律というのができていまして、その適正な運用にも役立つということなので、この地味な作業ですけれども、それはやっておくべきなんだというふうに思いますし、評価もいたします。今言った法律なんですけれども、これは移転者の情報というのを、どこに住んでいるかを把握していないと、実際にその法律で言っていることがうまくできないんです。この法律の言う避難住民という言い方をしているんですけれども、住所移転者等特定住所移転者というのは、2つに分けられて、それで避難住民というのは、指定市町村や指定県というところにいる人を指すんです。具体的には、この法律の文だけを読んだのでは、どういう市町村をここで言う指定市町村とか、指定県というのかが、法律の中に具体的に書いてないので、まずそこからちょっと教えていただけますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） ただいま議員お尋ねの件につきましては、タイトルは長いんですけども、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律ということでのお尋ねかと思えます。

これにつきましては、8月12日に公布されております。概略のお知らせということで、この内容については把握したところなんですけれども、まず初めに、市町村の指定ということで、総務大臣の告示ということで、あらかじめ都道府県に意見聴取をするということで、都道府県は市町村に意見聴取ということで、福島県を例えていえば、福島県に対して、総務省から意見聴取をする。福島県は市町村に対して意見聴取をするという形になるかと思えます。その中で、指定市町村、都道府

県というものが、基本的には市町村かと思うんですが、みずから処理することが困難な事務を総務大臣に届け出るといった形かと思えます。

当然、その市町村ができない事務について、避難先団体が処理する事務の告示ということで、総務大臣による避難者団体が処理する事務の告示ということで、これは国の行政機関の長に対して通知するということなんですが、最終的には避難先団体に避難住民の情報を通知すると。ですから、福島県から那須塩原市に避難している方がいれば、避難先ですから、避難先の団体が処理する事務ということで、那須塩原市にその被災した自治体から、こういう事務をやってほしいという通知が来るんだと思うんです。その事務についてのこの法律改正だと思うんですが、そういった避難先団体、那須塩原が事務処理を実施した部分については、原則として避難先団体が負担をします。費用的な負担をすることになるんですけども、その後、国が必要な財政上の措置をするということで、どういう形で措置をしてくれるかわかりませんが、具体的に言えば、今現在、那須塩原市がやっております例えば各種健診とか、そういった部分を福島の自治体が那須塩原市に、そういった部分をお願いしますよという形になれば、那須塩原市がそれをやることによって、避難した住民に対する健康を守る。その費用については、一時的には那須塩原市が負担しますが、後には国が交付税になるかわかりませんが、措置をしてくれるという、こういう措置だと思います。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） とても長ったらしい法律で、何が書いてあるんだかわからない法律なんですけれども、それを解説してもらって、一つ確認したいんですけども、指定都道府県というのは、きっと福島県を指しているのか、それとも東

北3県を指しているのか。なぜかという、これは原発に関する部分のところだから、県は福島だというふうに理解してよろしいでしょうか。

そうしたときに、今度、指定市町村というときに、避難区域に指定されているようなところ、計画的避難区域に指定されているようなところ、そういうところが総務大臣に県を通じて申し出て指定してもらおうということであるとすると、同じ福島県の中なんですけれども、限定された市町村の人が避難住民というふうになるというのか、それとも、福島のほとんどの市町村がこの指定を受けますよというふうにしているのか、その辺の情報がありませんでしたら教えてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） その辺の情報は入っておりますけれども、例えば福島県がそういった被災を受けた避難をしている住民の多い市町村に対して、意見聴取をするという形になりますので、それによって、難しいんですけども、市町村の指定が行われるのではないかというふうに考えられます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） なぜ、こんなことを聞くのかということでは、私が行ったアンケートの中で、避難所にいた人、どこから避難しましたかというアンケートを出したんですね。そうすると、福島原発の避難区域からというところよりも、避難区域とその周辺から、避難区域とその周辺の自治体も含むと、割と広範囲なところから避難してきた人が那須塩原の避難所にいたんです。この傾向というのは、ほかの市町村でも同じで、避難区域からだけ避難してきたのではなく、それよりもそこに隣接しているような人、それよりももっと離れている人という人も避難しています。

そういうときに、この法律で言う恩恵を受けない人が出るのではないかなということを心配しているんです。要するに、小さい子どもがこんな線量の高いところに生活させてはいけないと思って、自主避難してきているお母さんというのがあります。でも、そのお母さんの状態を見ますと、避難区域とか、その周辺ではない、ちょっと離れている自治体からだけれども、そこはホットスポットになって福島の中でも強弱あって、ちょっと危ないので避難している、そういう自主避難者に対して、もしその指定をしてこなかったときに情報を、もともと住んでいたところの情報が入ってくるというようなこともありますけれども、そういうものが入ってなくなるとかということがあるといけないなというふうに思ったので、お聞きしているわけですが、実際にそういう自主避難をしている人というのが、どの程度いるかの把握というのは、先ほどの在宅避難者登録制度の中ではおわかりになるものですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 今回、那須塩原市の対応としましては、3月17日から福島県等から避難者に対して、長寿センターで避難所として使用したということがありました。ピークには160人いたという状況があります。こういった方に対して、市として何か支援ができないかということで、対策本部もつくりながら検討してきたということで、ただいま申し上げましたような法律については、これは後から決まってきたものでございますので、那須塩原市の対応とすれば、その原発の関係の避難者であろうと、岩手県の避難者であろうと、そういったことは関係なく、そういった対応をしようということで始まった制度でございます。そういった中で、自主避難者ですけれども、それに

ついては行政区を通じて調査したということで、内訳的なものは具体的に把握しておりません。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今後、妊婦の健康診断とか、さまざまな健康診断、そのほかにもともといた住所地から情報を出して交流していかなければならないとか、途切れないようにということを法律の中では求めている中で、やはりそれに該当しない人が出たときに、自主避難している人の中には、その法律に該当しない人が出てしまったとき、どうしたらその人たちを先ほど言ったように那須塩原市、その辺のところを区別せずに、やはり避難の必要があって避難してきているわけですので、その人たちに区別なく支援をしているということですし、受け入れたということですので、その辺のところも今後十分に国の動向とか、福島県の状況を把握しながら、避難をしている人たちが不安な生活を送られないような支援ができるかということに、ご尽力いただけたらというふうに思います。

次に、2番、3番目のところ、あわせて再質問させていただきますが、当初、特養とかグループホームに合わせて35人の高齢者が入所していて、現在は15人ほど福島に戻られたり、病院に入院されたりということだと思えますけれども、20人が残っていると。それで、残っている方ですけれども、私の知っている施設のところにいられる方も、戻れる人は戻っている。残っている人は、戻れるということがちょっと難しいかもしれないということで、避難先の施設がつぎの住みかとなるというようなことが予想されます。他の市町村でも、やはり同じような傾向です。そのときに施設側は、それをオーバーして受けている施設ですから、その辺のところでの課題、それを何とか入っている人も施設も疲弊しなで済むようなというこ

とで、何かお考えになっているということはございますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 避難してきている期間が半年以上ということで、今後も長引くというような場合の対応ということのお尋ねかと思いますが、施設からの相談等、入ってきた当初については、いろいろございましたけれども、今のところ担当のほうに相談等は特にないというような状況であります。

実際問題、定員を超えて受け入れている状態が今のままでいいというふうには、決して認識してはおりませんが、では具体的にどのような対策があるかということになりますと、例えば仮設の施設をもとの施設がつくって引き取ってくれば一番いいんだと思うんですけども、そのようなことが簡単にできるような状況には地元の市町村がないということも重々承知しておりますし、これからの検討課題ということになるかと思えます。そのときに、那須塩原市として何か支援できることがあるかどうかということも、今後の課題というふうにさせていただきたいと思えます。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） ぜひ、施設に任せっぱなしにするのではなく、特養なんか、ある程度の力があるところはいいんですけども、グループホームとか、そういう小さいところは本当に地域密着型で今までやってきたから、近間な人が来ているという中で、遠くから来ている人を支援するという困難もありますし、グループホームですから、認知症のお年寄りが来ているということで、やはりただ入所している、ただ入れておくというのではなく、それなりのケアの質を持って対応しな

ければならないということがありますので、ぜひ業者任せにするのではなくて、業者が何か困っているというとき、県がそういうことを労使協等を決めて、市町村に何の相談もなく労使協と県でさっさと決めて、それで受け入れて施設にやれますかといって割り振ってきたことですので、ぜひ県へも施設側で困っていることがあったら、要望とか連絡調整を積極的にとって支援をしていただくことを、これはお願いいたします。

それで、次に のところですけれども、ここで先ほどもお話ししたんですけども、特に妊産婦とか子どもたちがいて、受診者が7名いるということですので、この辺のところ自分たちのまちにいたら、受診をするというだけではなく、保健師の訪問を受けるとか、いろいろなサービスが受けられていたと思うんですけども、この辺のところ、母子で本当に孤立して地域の中に暮らしているという方もいるので、そういう人たちの把握とか支援とか、何か受診者が7人、これ以上いるのかどうかはわかりませんが、小さい子どもがいる人もいると思うと、もしかしたら小さい子どもがいると予防接種もあるよねとかと思うんですけども、その辺のところ、どのように把握して健康診断じゃない部分のところの支援というのは、何か考えられているかどうか、聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 小さいお子さん、もしくは妊産婦の方への支援ということなんですけれども、この妊産婦健診、それから予防接種等、市民と同じ内容でやっていただいて構いませんということで、最初のときの情報の中に入れてございます。

健康診断なんか福島県のほうで、18歳以上と

というようなふうに変ったときがありました。そのようなときなんか、広報紙を郵送してございますので、そのようなときに一緒に、そのような情報も入れさせていただくとか、とにかく登録されている方については、こちらからもいろいろな情報提供ができるんですけども、それ以後、自主的に、もしくは個別に転入されてきて、民間の住宅にいらっしゃるような方については、みずから登録の手続をしていただかないと、こちらからはなかなか情報を伝える手段がないというような状況でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 最初のときに自治会とか、車座談議のメンバーの方たちが把握してくれていた。そこから時々刻々変わっていつてしまっていて、本当にそういう情報から漏れてしまう人がいると、せっかくの支援がその人に伝わらない。その辺のもう一度何か工夫をしていただくことをお願いすると同時に、地域の中で生活している一般の市民にも、ぜひ何か気がついたことがあったら、こういうことがというので、お知らせしてあげてくださいとかというようなことをお知らせするかということも、ぜひ何か工夫をしていただけたらというふうに思います。

私、乳幼児、妊産婦を支援する宇都宮大学とか、福島大学、首都圏の大学なんかもあるんですけども、そういうところの大学の先生とか、学生さんたちがプロジェクトチームを組みまして、そして特に乳児を抱えているお母さんとか、妊産婦を支援するというプロジェクトを発足させているんです。その人たちが何か支援をしたい、やはり話を聞いてほしい、子育てが不安だという方たちへの支援をするとか、あと横のつながりがなくなってしまっているんで、子どもを育てるといのは、

同じような環境の子どもたちと一緒に育てなければならぬということがありながら、孤立させられてしまっているということで、そういう部分を何か支援できないかというプロジェクトが立ち上がっておりますので、そういうようなところと連携をするということも、ぜひお考えになっていただけたらというふうに思います。

あと、 についてはですけども、とりあえず健康調査票が9月1日に配られたということですから、この送付の対象となる方も、那須塩原市で把握している人じゃないと行かないという、把握した後にご自分の意思でアパートに住まわれたりするというので、住民登録もしないでいるという、先ほどの法律では異動があったときは14日以内に届け出しないというようなことがあるんですけども、それも知らなければ、そのままひっそりと不安を抱えながら生活している人はいると思うんですけども、その辺のところは、実際にはどういう状態になっているのか、把握している範囲でいいので、教えてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 住民登録をされていらない、それから福島県のほうの登録もされていないというような方については、はっきり申し上げて、うちのほうとしてもつかみどころがない。ただし、発災当時の相当混乱した中で、こちらに避難されてきた方ではなく、その後において避難されてきた方については、それなりにも自治体のほうも自治体機能を回復してございますし、それから福島県のホームページなんか見ますと、相手厚い情報を提供されている。それは、今、携帯でも十分閲覧できますので、そういったような情報の手段は確保しつつ、こちらに来ているのではないかというふうには思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今、本当に若いお母さんたち、さまざまなツールを使って情報交換しているというのは、私も本当に目の当たりにしているので、でも何かでこぼれている人がいないかなという部分のところで、それはもう気がついた人がちょっと皆さんで教えてあげるということをしなければいけないのかなというふうに思います。

福島でそういう状態で、全県民に対してする健康調査を行うということになったときに、那須塩原市も福島と同じに校庭の表土を除去するようなところはあったよねと、福島のところでも起きていましたけれども、最初、ヨウ素の半減期というのは8日で、相当高い放射性ヨウ素が放出されたにもかかわらず、マスクもせずに出歩いてたよね、もしかすると福島なんかは安定ヨウ素を配られるということもあるので、その知識もある方もいて、原発が爆発したら、すぐ屋内に退避しなければならないということを知っていたかもしれないけれども、この辺は外で遊んでいた。割と早い時期に、子どもか何かは保育園のほうの外遊びはすぐにとめてもらうとかということをしたんですけども、でも、そういうふうに連絡がつかないところは外で遊んでいた。何か、甲状腺がんのリスクを受けてしまったよねと思うんですけども、この健康調査票、いつ、どこで、どういうふうに過ごしたかというのを、場所とか、そういうものを覚えていないと書き込めないんですね。

ですから、やっかいなんですけれども、でも福島と同じような状況のところはあるので、何らかの健康への調査は必要となるのではないかなと、低レベルの汚染地域に暮らした何らかの健康の追跡調査は必要になるのではないかなということで、それは先ほどの答弁で放射線対策本部の中で検討

をするというようなご答弁だったので、今後の対策本部のところにもゆだねることにいたしまして、それで2番目の質問、福島原発事故の放射能汚染の対策についてに移させていただきます。

福島原発事故から半年になろうとしていますがいまだに収束に至っておりません。チェルノブイリの原発事故は1カ月で収束させていますことから考えても、福島原発事故の収束作業というものが、いかに困難かがわかります。放射能汚染によるさまざまな問題も次から次と生じています。情報が少なく、国が方向性を示さないことを理由に対策がとれないでいる県とか、市として独自に判断をすることもできずに立ちどまっている状態。そんな中、市民は不安な生活を送っています。市民の不安は外部被曝への不安と、きっとこれから起きてくるであろう内部被曝への不安、そして判断するに足る情報がないことへの不安、さらには将来に対する不安、そのようなもので市民は本当に不安だという、何が不安なのかははっきりわからずに不安な状態に置かれていると思います。

そこで、以下の点についてお聞きいたします。

空間線量、飲み水、農産物、土壌、食品など、さまざまな放射能測定を県や市町村などが行っていますが、市民や消費者の安全につながらない不十分な取り組みとなっています。特に、県なんですけれども、例えば那須地域の牧草の測定を当初、県は大田原市、旧保健所管轄、今の県北健康福祉センターの管轄で県内を分けたんだと思いますので、この那須塩原は大田原県北健康福祉センターのエリアになります。その中で、どこを県は調査したのかというと、それは大田原市を調査しました。だから、大田原を調査したわけですから、基準を超えるような値は出なかったわけです。でも、その後、那須塩原とか那須町で行うと基準値を超える値が出たので、牧草を与えることができなく

なった。現在も、その傾向というのは県は続いています。

天然アユは那珂川町でやっています。その上、やっていないんですね。養殖アユは割と安全な状態、地下水をくみ上げて、それでえさも放射能に汚染されてないえさをやっているんで、養殖のアユは出ない。でも、天然のアユは泥とかを食べますので、ノロとかをなめますので、どうしても出てしまうということなのに、那須塩原近辺はやっていない。

農作物も他の市町村で測定しているものが多い状態です。例えば、ブルーベリーは大田原とか宇都宮でやっているんだと思うんですけども、ベリーというのはとても高い値が出るというのは、チェルノブイリのことでわかっています。でも、せめて日光、那須塩原、那須町、その辺のどこかでやっていけば想像つくんですけども、やっていません。ネギは日光で微妙に出ました。それを参考にすればいいかな、でもタマネギは下野市しかやってない、そんなような状態ですので、市民にとっては基準値以下だから安全ですというふうに言われても、那須塩原市はどうか、我が家はどうかというのが不安であります。

市民は、学校給食の食材の安全や地元の農産物の安全、家庭の食卓に並ぶ食材の安全の確認をしたいというふうに願うはずですが。市民の不安を軽減するために、食の安全のために市ができることは、市独自の測定をすることしかないように思います。市長の見解を、ここで伺います。

「直ちに健康に影響はない」とか、「国の基準値以下」と言われても、市民は将来への健康に不安を抱えています。つまり、低レベル放射能の被曝に対する不安です。現在、国が示しているのは暫定基準です。暫定基準は永遠に続けていい数字ではありません。事故後の非常時にだけ限定さ

れる数字のほうです。いつまでも、その数字を許していたら、将来の安全は保障できなくなります。教育委員会では、1年間1mSvを目指す。年間の活動を1μSv以内でだったら活動していいというふうに言ったんですかね。ちょっと、ここは確かではないんですけども、文部省の示した20mSvの基準は生きているというふうに答弁したのは答弁なさっていると思います。この年間20mSvという暫定基準、これが問題なんですけれども、これに対して、子どもたちの安全に対して、どのように考え、どのような対策を考えているか、お聞かせください。

「直ちに健康に影響がない」「基準を超えても少量で毎日食べることはないので大丈夫」とか、「風評被害」であるなどということ、ずっと聞かされ続けていると、つい用心する気持ちを忘れさせてしまうのではないのでしょうか。その結果が、不用意に汚染した稲わらを牛に食べさせることにつながったのでは私は危惧しております。那須塩原市の土壌は汚染されている、それはもう数値であらわれているからわかると思います。それを、市民とともに認識した上で、慎重に対応すること、それが安全への道だと思います。

これから行う予定の1kmメッシュで300カ所の放射線の測定は、那須塩原の現状を市民とともに認識するには、またとない機会だというふうに思いますけれども、測定を業者に委託するのではなく、市民とともに調査する、こういう機会を使って市民とともに、その後の対策を考える機会にしてはいかがでしょうか。

以上で1回目の質問といたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 16番、早乙女順子議員の市政一般質問の2の福島原発事故の放射能汚染の対

策についてお答えをいたします。

1 から3までであるわけでございますけれども、関連いたしますので、あわせてお答えをいたしません。

東電福島原発事故による放射能問題は、いまだ収束に至っておらず、本市の市民生活、産業活動全般にわたって長期的な影響を及ぼすことと懸念をされております。これらの問題を解決するために、市全体としての放射能対策を実施することが必要不可欠と考えており、このたび私を本部長として那須塩原市放射能対策本部を立ち上げたところでございます。今後は、本市における空間線量、飲み水、農産物、土壌、食料等の放射能の実態把握と、これらの実態に応じた子どもたちへの安全対策等も含めた個々の対策事業の立案や事業調整等を行い、市民の不安を解消し、市民生活、産業活動の安全・安心に寄与していきたいと考えております。

なお、放射能の実態把握に関しましては、市民との共同の調査も考えていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今、一括して全部もらってしまったので、市長は生活とか、産業活動に長期的な影響をもたらすということなので、市長がみずから本部長となって放射能対策本部を立ち上げて、問題解決を図るということを強く表明していただいたので、それにはもう大きな期待を寄せるということにして、今の答弁の内容を少し確認させていただきます。

市の空間線量とか、飲み水、農産物、土壌、食品などの放射能の実態把握をするというふうに言われましたけれども、県の農業、農作物のモニタリング調査が先ほど言ったように、あんないいか

げんなので、やはり市独自の調査というのは必要だというふうに思いますけれども、どのように行うか聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 今、最初に市長がもろもろ申し上げた中で、農産物ということでご質問をいただきましたので、私のほうで答弁をさせていただきます。

確かに、先ほどから議員がおっしゃっておりでございます。県が今実施しておりますモニタリング調査につきましても、あと指標とか、基準値につきましても、国の法律なり、指針に基づいて決められておまして、そのモニタリングの仕方につきましても、法に基づいて県が実施しているということでございます。これについては、そのとおりなんです。実際の場面では、やはりすべての農産物について県がモニタリングするということは不可能でございますので、代表的なエリアといいますか、同じ農産物でも県北、県央、県南、それぞれで作付とか、出荷が多いという地点を選んで継続的にやっているということでございます。

ということになりますと、すべての農産物が那須塩原市のものがはかられているということにはなりません。それと那須塩原市にしましても、合併もいたしまして、エリア的にはもちろん広いということもございまして、議員がおっしゃるとおりかなというふうには感じております。

そういう中で、市民からいろいろ問い合わせをいただいております。そういうことで、今、議員がおっしゃっているような内容のお問い合わせもいただいておりますし、大田原市ではかつてはどうだけれども、那須塩原市ではどうなんでしょうかというふうな問い合わせ、それから自分のうち



でつくっている自家野菜等についても、どうなん  
でしょうか。あるいは道の駅等で地場産で売っ  
ている農産物について、どうなんでしょうかとい  
うふうなことで問い合わせ等もいただいております。

そういう中で、先ほど市長が答弁しましたよう  
に、農産物、土壌、食品等の放射能の実態把握と  
いうことでございますので、市として今後は測定  
をしていくということかなというふうに思います。  
私のほうで、そこまで言ってしまうとあれなので、  
本部があるものですから、農産物ということでした  
ので、先ほどの市長の答弁とあわせまして、そ  
のようなことで答弁を申し上げたいと思います。

議長（君島一郎君） 市長。

市長（栗川 仁君） 今、部長のほうから説明が  
あったところでございますけれども、部長が本部  
があるからという発言をしたんで、大変、私も、  
もう少し部長に責任を持ってもらいたいなと感じ  
ました。というのは、農産物に関して、資料とし  
て上がってくるのは多分本部長のところから上が  
ってくるんだというふうに思っております。そう  
いう意味で、考えはあるのかなと、調査項目はこ  
うだという考えは持っているんだろうというふう  
に思っておりますけれども、それを本部で今後決  
定していきたいという意味だというふうに私は認  
識しておりますので、ご理解をいただきたいと思  
っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 産業部長から答えられ  
ただけでも、栃木県って変だなと思うんですけれ  
ども、県北、県央、県南というふうに分けるとい  
うこと自体が汚染レベル違うんですよね。それな  
のに、こういう分け方でやっている品目もありま  
す。だから間違ってますよね。

それと、あと食品の何Bq出たというだけしか発  
表しなかったら、その土壌は、どの程度のとこ  
ろから採取して、その空中線量がどの程度ある  
ということで、セットでしなかったら、モニタリ  
ングにも何にもならないと、後に生かせないとい  
うようなことを県はやっておりますので、その辺  
のところを市町村がやるときは、もっと的確なも  
のをやっていただきたいとなというふうに。放射  
能対策本部で導入を検討しているということが、  
特別委員会のほうなんかのところにも情報として  
入ってきているんですけども、食品放射能スク  
リーニングシステム等で放射能測定するというこ  
とをお考えになっているんだと思うんですけども、  
要するにどういうためにやろうかというのを、  
先ほど食材というふうにしていたんですけども、  
こういう測定器を入れるという市町村というのは、  
ほかにもありますし、チェルノブイリのときには  
結構ありました。

そのところで、この間、小金井市に行ってきた  
んですけども、小金井市とか、これから測定器  
を導入しようとする市町村、まず学校給食の食材  
をする。だって、自分のところで責任を負うわけ  
ですけども、でも昨日の答弁のところ、農産  
物のいいかげんなモニタリング調査を参考に、安  
全な食品しか入ってこないから、それを参考にす  
るというふうにしていたんですけども、学校の  
食材を測定しないんですか。それとも、やはり状  
況を見て測定はするというにすることにするんですか、  
その点、聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 昨日、山本はるひ議員  
の質問の中で、給食の食材の放射線の測定に関し  
ましては、今のところ実施する考えはないという  
お答えをしております。最初の答弁でありました

ように、放射能対策本部の中で、それらも含めて、これからどういったふうに詰めていくかというところの議論になるかとは思っておりますが、今のところ、そういった考えはございません。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後 1 時に会議を再開いたします。

休憩 午後 零時

再開 午後 1 時 0 0 分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では、先ほど教育委員会のほうでは、学校給食の食材をとりあえず測定するおつもりがないみたいなので、でも今から測定器を買っても数カ月かからないと納品にはなりませんので、それまでに考えを改めてもらえばいいなというふうに思います。

学校って、子どもを守るのになと思いつつながら、先ほどの答弁を聞いていました。同じ子どもを守ろうとするところでも、松本市の市長はチェルノブイリ子ども基金で信州大学のドクターだったときに、チェルノブイリの子どもたちの甲状腺がんとか、白血病とかの子どもたちの支援に長く行かれていた方が戻ってきて、市長になられているものですから、対応としてはとても早く対応をしている市です。菅谷昭さんという人が今市長なんですけれども、まず彼は学校給食のところでは、要するに内部被曝ですので、子どもたちには内部被曝はゼロに持っていきたいということをおっしゃっています。そのぐらいだといいなと、先ほどは教育委員会の答弁ですので、市長がきちっと答え

ていただければ、それに対策本部もあるので、時間はありますので、そこで測定器を購入するまでの間に十分に考えていただきたいと思ひますし、学校だけじゃなくて保育所も給食を出していますよね。その辺のところ、お母さんがどれだけ心配しているかということで考えたら、きっとやるほかなくなるんじゃないかなということをおひます。

なぜ、こんなに言うかということ、この地域は外部被曝でもう相当の線量が汚染されている地域です。ですから、内部被曝はゼロに持っていきたいんです。それは、大人のことを言っていますよ。私なんかは、もうある程度、還暦過ぎましたからリスクが少ない年ですので、私はもうある程度のもは食べる覚悟でいますし、自分でこの地域でとれるお米も毎年契約をして契約米を食べています。ですから、それはどんな値が出て私もそれを続けるつもりでありますので、いいんですけれども、でも子どもには、これだけ自分の一生内の線量を、もう本当にすぐに達成してしまうところにいる限りは、内部被曝はゼロにしたい。

それはなぜかいいますと、WHOの基準でヨウ素とかセシウムは10Bqなんですよ。それが普通の平常時です。日本の暫定基準というのは、セシウムで200、ヨウ素で300とかとニュースで言っていますよね。食品においてもそうなんです。ベラルーシでさえも、子どもには2けた台の基準値をもう設けています。早く内部被曝の汚染を下げて取り入れないようにしてあげなければいけないという思いから、すぐに、暫定基準ですからね、今の500だの300だのと言っている基準は、来年になったら戻していただきたいですよ。それを努力しないといけない。だから、それがもう降って、降り注いでしまった外部被曝は除染しても、すぐにどうにもならないという部分もありますから、

せめて内部被曝、食品から口の中に入れるということだけは避けていきたい。

そういうようなことで、先ほど市長の答弁の中で、子どもたちへの安全対策を含めた事業というようなニュアンスの答弁がありましたけれども、子どもたちへの安全対策を含めた事業って、まさか校庭の除染だけではないですよ。それについて、何か具体的なものがあるのか、それを考えるというふうに対策本部に指示して、対策本部で考えるのか、その点聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 対策本部、これからいろいろな課題、今まで会派代表質問等も含めて質問があった事項、特に除染、あるいは健康、それから産業面でのもろもろの対応等について、現実的には学校関係、保育園関係が先行しておりますが、やっと公共施設等の測定も終わって公表できる段になってきました。そういうのも、もろもろ含めて、今後全体的な検討のスケジュールに今論議なされている点も含めて、スケジュールにのせて実施していきたいというふうに考えております。

当然、内部被曝、外部被曝、空中線量のみでの測定では足りないという部分は承知しておりますので、その辺も含めて、どれが最初にやらなければならないか、そういった重点化も含めて検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 幾つか提案をしたいというふうに思います。

測定をする、食品もそうですし、空中線量の測定もそうですけれども、ただ測定をしてください、測定をしてくださいと言われるから測定をするということではなくて、何のために測定をするのか

ということ、一つもう既に測定が公共施設の放射線量測定表ということで、もう幾つかされてきたものがあります。これは対策本部のところで資料として出されて、議会の特別委員会なんかでも目にすることができる資料ですけれども、これを線量をはかっているところを見たら、地上からの高さ50cmではかっているんですね。あと5cmではかっているところとかあるんですけれども、これをはかっている何も疑問に思わなかったのかなと思うのは、なぜかという、公共施設の測定表の生活課で行った部分のところなんか見ますと、黒磯駅の西口とかは50cmで0.51、5cmのところでは0.42、同じ場所ではなかったのかどうかかわらないですけれども、下のほうが低い、上のほうが高い、それが何なのかがわかるようなデータにならないと、このデータは使えない。

それと、もう一つ、どれにも言えることなんですけれども、小さい子どもたちがいるから、50cmのところではなぜはからないんですかと、高さ、1mのところでは何ではかるんですかというふうにおっしゃる方がいるんですけれども、下の影響、下がたまたまそこが高かったりすると、50cmのところは影響を相当受けてしまうんですね。そうすると、その高いところから、たまたまそこのはかかったところが高くて、その周りが高くなかった。そのときに、50cmは影響を受けてしまうけれども、1m以上になると、ある程度の高さのところでは影響が、下が高くて1mぐらい行くと、そんなに下の影響は受けないということになるので、施設とか、面積のその施設のうちの比較をするには、余り低いところと低いところをやっていると、実際に比較にならない。だから、逆にある程度の高さのところもして、市全体のところをはからなければいけないとか、そういう問題がいっぱいこの中からも見えてくるんです。

そういうものも、ただはかればいいんじゃないで、何のためにはかかるといことがわかっていないで、ただはかると、そういうことが起きて比較にならない。これだけたくさんやっているのに、全体像をつかめなくなるということになりますので、そういう部分のところも気をつけてはかって調査をしていただきたいというふうに思います。

それと、あと食品の測定も県でやっているのは、食品だけを測定します。米なんかもそうだと思うんですけども、その土壌がどれだけ汚染されているところ、その空中線量がどれぐらいのところ、どれぐらいの農産物の値が出たかという関係がわからないまま測定をしているから、何でもここは高いんだろう、何でも低いんだろうという感じになってしまうので、実際にセシウムなんかはカリウムと同じようにプラスのイオンを持っていますので、粘土質なんかのマイナスとくっついてしまってイオン結合してしまっているから離れない。そういう状態で、ある程度その状態には濃度は高いのにもかかわらず、影響がないような場所が出てしまうというか、すごくいろいろな多面的に調査をしなかったら、その数値自体を評価できないということになりますので、そういうところも考えてください。

米の移行係数は0.1というふうに言われていますので、そのぐらいの数値が出てきていると思います。でも、その土壌の移行係数は0.1とかと言われていたのにもかかわらず、米の何百Bqでたしか私たちに発表されていません。その大体土壌がどのぐらいあるのかな。それがわかれば後での農作物の作付に、こういう食物はちょっと移行係数が高いから、ここは高いから少し避けようねとかいうのに使えるのにもかかわらず、県でやっている調査だけでは、そういう部分の後に役に立つような調査にはなっていません。

先ほど、私が県がやった調査に対してクレームをつけているように聞こえているかと思うんですけども、本当にいら立ちます。ああいうことをして、対策のためやっているのかどうかかわからないということで、そういう部分のところを行政だけがやっているとか、委託してここだけを単純にはかってくださいというふうに、緊急雇用をお願いすれば、その部分だけははかりますけれども、それがどうなっているのかなと考える部分をなくしてしまいます。ですから、放射能の実態把握に関して、関心のある市民たちというのは、そういう部分も次から次からアイデアを出してきます。ですから、ただ調査委託をして、その数値をはかった、市の職員がはかっただけでも問題が、これだけでは何も使いようがないよという数値だけしか出てきてないというものはありますので、ぜひその辺のところは、もう自分で勝手にしゃべって終わりになってしまいますけれども、ぜひ放射能の実態把握に関して、市民との共同の調査も考えていきたいというふうに、さっき市長はそういうふうにおっしゃった。それは、どういうことを意味するかというと、市民の知恵も出し合いましょう、そうすればもしかすると除染だ、除染だとかただ言うだけじゃなくて、その処分をどうしなければならぬということも一緒に考えてくれるパートナーができます。

ですから、行政だけで抱え込んで対応が遅いと言われていたのではなく、市民と一緒に考えましょうというふうに言っていたら、もっといいアイデアも浮かぶし、那須塩原市にとって本当にいい効果がほかにも出るようなことが含まれていますので、ぜひそういう意味でプラスに持っていけるような調査としていただきたいということをお願いして、私の一般質問を終わりにいたします。

議長（君島一郎君） 以上で、16番、早乙女順子君の市政一般質問は終了いたしました。

高久好一君

議長（君島一郎君） 次に、10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

一般質問を始めます。

前の早乙女議員と同じような質問が続きますので、じっくりおつき合いをお願いしたいと思います。

1、米の放射能対策についてです。

収穫時期を前に、県は小山市で23年産米の予備検査で放射性セシウムは検出されなかったとしています。本市生産米の2つの検査と出荷について、市の考えを求めるものです。

検査と収穫に向け、生産農家への周知と対策は、どのように行われているか。

です。検査をパスしなければ、23年産米は出荷・流通できない中、検査をより細分化して行い、検査代も含め放射能汚染の風評による被害は東電に賠償請求する考えはありますか。

です。関東の早場米市場でコシヒカリは概算金も含めて60kg当たり1万1,000円とされ、農水省の示す米生産調査では、労賃を出すには1万4,500円以上は必要としています。米と農村を維持するため、価格保障と所得補償を行うよう国に要請する考えはありますか。

以上、3点について、市の対策と考えを求めるものです。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 10番、高久好一議員の市政

一般質問にお答えをいたします。

1の米の放射能対策について、3点ございますので、順次お答えをいたします。

の米のモニタリング検査等に関する生産農家への周知と対策についてお答えをいたします。

平成23年産米の放射性物質検査の実施方法及び取り扱い等につきましては、市・県及び農業関係団体の連名でチラシを作成し、8月11日付で活力ある村づくり推進会議推進員を通じまして、米生産農家に対しまして配付をいたしました。加えて、米の集荷・販売業者への情報提供も行っております。

また、那須野農業協同組合においても同様のチラシを組合機関紙の配付にあわせ配付をいたしております。

次に2でございますけれども、本検査をパスしないと23年産米は出荷・流通できないのか、検査をより細分化して行い、その検査代も含め損害の東電に対する賠償請求をする考えはあるかについてお答えをいたします。

平成23年産米のモニタリング検査は、国の省令に基づき県が実施方針を決定していることから、市が独自に市内を細分化して検査を行う考えはありません。本市の予備検査においては、昭和の合併前、旧市町村単位の8地点で8月26日に検体が採取され、すべての検体から放射性物質は検出されませんでした。現在、本検査が行われており、今週中にその結果が公表されるということで答弁書はできておりますけれども、先ほど入った連絡によりますと、きょう夕刻には結果が出るそうでございます。

結果といたしまして、暫定規制値である一応グラム当たりの500Bqを超えなければ出荷第一が解除されることとなります。仮に、本検査で暫定規制値を超える検体があった場合は、旧市町村単位

での出荷の制限が行われますが、その損害額については、生産農家が東電福島原発事故に伴う農畜産物損害賠償の手続きを行い、補償を求めることとなります。

次に、 についてでございますけれども、米と農村を維持するために、価格保障と所得補償を行うよう国に要請する考えについてにお答えいたします。

現在の国の制度におきましては、農業者戸別所得補償制度に参加をしておる農家につきましては、米の価格変動があった場合でも米の所得補償交付金及び米価変動補填交付金により調整が図られ、所得は補償されます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 市長のほうから、今答弁がありました。9月2日の本会議の開会日に市長のほうからあいさつがありました。その中で、栃木県内の予備検査では放射能のセシウムの検出はなかったと、こういうお話がありました。本検査の結果も今市長の答弁の中で、本日発表されると、私のほうはけさの新聞に出るのかなというので、もうほとんど夕べは寝ないで結果を待っていました。恐らく米農家のほとんどが、そういう思いで米の本検査の結果を見守っているという状況だと思えます。

話を先に進めていきたいと思えます。

予備検査が8月31日、大田原、那須塩原、那須町と、そして本検査、同じように9月7日に発表ということになっております。そういう中で、先ほど周知の問題では、生産組合、農協などからチラシと、個別に農協などからも出ているというお話がありました。

に入っていきます。

検査の流れと23年米は出荷・流通、検査により

細分化して行いということで、検査代も含めて東電への請求というような話をしました。米の検査の細分化に関しては、国のほうでやるのと市町村がやることはできないという話でした。非常に、この米の検査について、各農家、先ほども言いましたように、大変気を使っています。栃木県内では、6日までに2011年産米の本検査で宇都宮、矢板、塩谷町など、玄米から放射性セシウムは検出されなかったと発表しています。6日までに解除された生産地域は、県内の16市町で販売・流通が可能となりました。そうした中での那須塩原市はきょうの夕刻には結果が出るということでございます。

ちょっと米の細分化、6月に請求したのは遅かったのかなという思いがあります。こうしたことを求めたのは、検査の細分化は圃場ごとの管理を徹底し、汚染された米が食品中に入り込まないようにするための対策として提起しました。そして、汚染されていない米は安全な食品として、しっかりと活用していくと、こういうことが大事だと思います。

そこで伺います。

市長は30日、知事との政策懇談会に出ています。そこで、県へ、先ほどの早乙女議員の質問の中にも出てきました食品の精密検査についての要請が地元紙によって報道されています。米の放射能検査や米価について、国への要請がその場で行われたのか聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 30日の市町村長会議ということでございますけれども、その中での放射能の食品の安全という中での当市としての要望といたしましては、今後、一般家庭と申しますか、そういう中で野菜とか、さまざまなそういう生産物が

ございます。それらの調査をしていきたいので、当然、県ではゲルマニウムの測定器を3台購入して持っておるという情報でございますので、ぜひその中で私どもで考えておるのは簡易のもので、市民の調査をしようという考えを持っておりましたので、そういうものの簡易のもので測定して、基準値を超えた場合には検討して、それらの測定をしていただけないのかという要望をしたところでございます。

しかし、県といたしましては、現在3台あるのは検査をしていくということでございますけれども、今、牛肉等も全頭検査等もやっていかなければならない、そういう状況下にありまして、それらの対応は難しいということでお話ございました。そういうことで、食品の安全に対する要望といたしましては、県に対しても、その場で行ってきたところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 県のほうは、牛肉等の検査もあるので手いっぱい、忙しいというお話だったそうですが、きのうの6日に米の予備検査ですが、旧日光町55Bq、旧今市町で21Bqの放射能セシウムが検出したと発表されています。今までの予備検査では発表されていませんでしたが、今回こういう事態が起きました。日光、那須塩原市、非常にセシウムの汚染の多いところというふうなことが言われています。いずれも国の暫定基準値を大きく下回っているものの、本県の11年産米検査では県内では放射性物質が検出されたのは初めてです。

先に進みます。

検査代も含めての放射能汚染と風評被害による損害、東電に賠償する考えを聞きました。市長の答弁は、生産農家が農協や個別に東電に請求する

ものだというお話だったと思います。5日の人見議員の質問の中にも、畜産、牧草での賠償の問題で継続的に賠償を求めていくという、こういう答弁がありました。この継続的に賠償を求めていくと、この方法、ぜひ米についても買ってもらいたいと思います。

本検査の結果によっても大きく変わってくると思いますが、ことしの米だけではなくて、放射性物質の汚染によって、今後も長い年月、食物生産にかかわってくるのが考えられます。東電とは賠償の問題、汚染がなくなるまで続くことが考えられ、それだけに深刻な問題となっています。

に入っていきたいと思います。

J A全農栃木でも31日、米のコシヒカリ、本年産米ですが概算金払いで60kg当たり1万1,000円とされています。たまたま千葉のほうの早場米の値段と同じになりました。労賃を出すには1万4,500円以上必要としています。価格保障と所得補償の問題を国に要請するよう、市に考えを求めます。

この課題は、毎年、私、提起しています。今月は総理の交代があって、よりTPP推進を目指す大企業寄りの考え方が鮮明となる中、農家の戸別所得補償の行方は不透明になったとの判断から、国に要請する考えを求めたものです。農水省が8月11日発表した2010年度食料自給率は、カロリーベースで前年度比1ポイント低下して39%となりました。ことしは昨年より全国の在庫が30万t少なくて、農水省は価格が崩れにくいと見えています。

そうした中で、農協の幹部は、ことしは放射性物質が検出されない県のブランド米と、安全性が確認されても放射性物質が検出された地域の米で価格が二極化するのではないかと懸念しています。懸念だけで終わればいいのですが、県内の予備検査でのセシウム検出という事実の前に、米価にか

かわる問題で本市の考えをもう一度聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 米の価格の維持という観点でのご質問でございますが、先ほど市長が答弁を申し上げましたように、現在の国の制度におきまして、農業者戸別所得補償制度がございまして、それに参加している農家については、所得補償交付金、これは定額でございますが、10a当たり1万5,000円と。さらにことしの米の販売価格が標準的な販売価格、これは過去の相対での取引価格といいますが、過去3年の平均ということを出したのから流通経費を引いたものというのが標準的な販売価格、それとことしの販売価格を比べまして、それがことしが下回った場合、その差額についても補填するという事で米価変動補てん交付金と、この二本立てで所得を補償するという制度でございます。これで対応が可能ではないかというふうに、今のところ考えてございます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 所得補償交付金と過去3年の販売実績、これが下回った場合の補償金が補てんされると、これで何とかおさまるんではないかという答弁でございました。やはり気になるのは、きょうの市長が先ほど言われた本検査で放射性物質の不検出を願い、米農家へのさらなる支援を求めて、この項での質問は終わりにしたいと思います。

2番目に入っていきます。

今度は畜産農家の支援と食肉消費の安定についてです。

県は、全頭検査と牛飼養農家に対し融資制度、飼料代などの支援拡充を行うと発表したが、市の

考えを求めるものです。

です。セシウム汚染稲わらを給餌された牛以外にも全頭検査を求める農家の検査を認め、出荷先の県外でも検査が行えるよう費用負担も含め、国・県に要請すべきではないか。

です。出荷時期をおくらせる飼育方法や、出荷時期を過ぎた牛の買い取りの対策を急がせるとともに、えさ代支援金は給与とするよう求めた上で、市独自の支援策を行う考えがあるか求めるものです。

です。汚染稲わらを給餌された牛の内臓肉が回収されていない中、食品として流通しないようトレーサビリティの導入を早急に進めるよう県・国に要請すべきではないか。

以上の3点について市の考えを求めるものです。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 畜産農家への支援と食肉の消費の安定についてということで、ご質問いただきましたので、順次お答えを申し上げます。

まず、セシウム汚染稲わらを給餌された牛以外にも全頭検査を求める農家の検査を認め、出荷先の県外でも検査が行えるよう費用負担も含め国・県に要請すべきではないかについてお答えいたします。

全頭検査等についてのご質問につきましては、9月5日、人見菊一議員の会派代表質問にお答えしたとおりでございますが、8月25日に出荷制限解除になったことに伴う全頭検査に係ります費用につきましては、県外での検査を含めて県が全額負担することになっております。今後は、出荷制限解除の基本となっている品質管理計画の内容に沿いまして、稲わらを含めた適切な飼料管理の徹底や、全頭検査による出荷を進めていくことにな



ります。

次に、出荷時期をおくらせる飼育方法や出荷時期を過ぎた牛の買い取り対策を急がせるとともに、えさ代支援金は給与とするよう求めた上で、市独自の支援を行う考えはあるかについてお答えいたします。

出荷制限以後は農家個々の努力により、出荷再開へ向けての飼養管理を行っておりました。8月25日に出荷制限解除となったことで、これらの問題は解消しつつあります。

また、出荷時期を過ぎた牛の買い取りは行っておりませんが、国においては汚染された稲わらを給餌した牛のうち、流通した牛肉についての買い取りを実施しており、さらに出荷制限によってかさんだえさ代について、1頭当たり5万円を支援することとしております。また、同様に県においては1頭当たり1万8,000円を支援することとしております。

市独自の支援については考えておりませんが、国の政策に沿った中で国・県と関係機関と密接に連携を図り、畜産農家への対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、汚染稲わらを給餌された牛の内臓肉が回収されていない中、食品として流通しないようトレーサビリティの導入を早急に進めるよう、国・県へ要請すべきではないかについてお答えいたします。

流通している牛肉等については、すべて固体管理されていると認識しており、現在は出荷制限が解除されておりますので、今後は品質管理計画にもある全頭検査に合格した安全な枝肉、内臓等が市場へ出回ることになります。現在、内臓等に関するトレーサビリティはありませんので、今後の課題の一つとして考えておりますが、さらなる制度の構築を国・県に要請するかについては、今後、

県及び関係機関、団体と連携を図り対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁をいただきました。

9月5日の人見議員の質問に答弁しているということと、あわせて県外での検査での費用は県が負担することになったという話が出ました。25日の出荷解除を受け、福田知事は8月26日記者会見で「全頭を行い」という言葉から入っていますが、栃木県の牛は安心な牛肉しか出荷しない、風評被害に積極的に取り組み、農家が安心して生産に取り組めるよう全力を尽くすとしています。出荷後の課題として、スーパーや精肉店の店頭で県産牛肉を置いてもらうとともに、県外産の牛肉を出すホテルやレストランでも一刻も早く栃木県産に切りかえてもらうというような、そしてさらにイベント、安全な栃木和牛のPRに取り組むということも述べています。

さらに、あわせてJA栃木中央の高橋会長、県産牛の消費がもとに戻るまでの道のりは厳しいと、こういう言い方をしております。安心して消費できる体制ができたことを、消費者に理解してもらえよう取り組みたいとも言っています。出荷停止期間を、農家はどうかとらえていたかという問題では、生産農家にとって非常に長く収入が途絶えた状況、不安感だけがあつたと振り返った上で、本県産牛を扱っている業種すべてに影響を与えた、こう指摘しています。その上で、出荷再開後は県などと連携して販売促進活動を実施する考えで、離れてしまった消費者を取り戻すのは大変だと、販売促進をやりながら消費者に安心・安全を訴えるしかない、こうしています。

さらに、出荷している農家の声としては、出荷再開は当然のことだが、ただ風評被害があり、牛

肉の消費が伸びていない。市場での価格がどうなるのか心配だと、そう話す一方で、検査体制については、県ごとではなくて国の責任で一律の全頭検査を行い、安全を示すべきだと、こう言っています。

先ほど、県外の検査でも費用は県が負担することになったと、そういう答弁をいただきました。やはり生産農家も全頭検査を求めています。というのは、やはり安全な牛をしっかりと出荷していきたいという希望だと思います。全頭検査を拡大するよう、国・県に要請するよう求めるものです。生産農家の声も含めて、市の考えを聞かせていただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 肉用牛の出荷に係る全頭検査ということでございますが、先日、人見議員にお答えしたときに、汚染が疑われる農家については、すべて県内の屠畜場で屠畜をして検査をするんだと、それが全頭検査と。それから、それ以外の農家については、最初に出荷する1頭については、原則的にやはり県内の屠畜場で検査をすると。それで一定基準、50Bqということですが、それ以下の場合には、もうそれ以降、その農家が出荷する牛についても、同じ条件で飼っておりますので問題ないということで証明書といいますが、通知書を発行して、そうすれば次からは県が委託した県外の5つの屠畜場で屠畜ができると。県外に移動して出荷ができると、そういうルールになってございますので、それもすべて2頭目以降も全部屠畜した後の枝肉については検査をするということになっておりますので、基本的には今現在も全頭検査の体制で行われているというふうに思っておりますので、改めて国のほうに要請ということの状況ではないんではないかというふうに考

えております。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 基本的には全頭検査が行われていると、そういう理解をしているという答弁でした。

先に進みたいと思います。

国のえさ代支援金5万円は給与とし、返還を求めないこと。鹿野農水相は、いつまでに返還するようにとは求めていないと、国会でもそういった答弁をしています。しかし、はっきりしません。ここまで言っているのですから、この際、給与として返還を求めないよう要請すべきです。市の考えを聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 出荷待機といいますが、出荷ができない期間のえさ代ということで、先ほど答弁しましたとおり、国のほうでは1頭当たり5万円、県では1万8,000円と、これはえさ代支援金というふうな考え方です。国の5万円というのは、出荷制限が3カ月程度続くということで、1頭当たり1カ月当たり1万七、八千円ということで3カ月で5万円と。栃木県については1万8,000円なんですけど、8月2日に制限になりましたけれども、1カ月以内で再開するというところで1万8,000円というふうに聞いてございます。

それで、今お尋ねがありました国の5万円、これについては東電から補償金等が入った際に返還というふうな話だというふうには私のほうでも今のところ聞いております。それは、損害賠償審査会のほうで賠償金が入ったときに、ほかから補てんがあるような場合には、それを差し引いて払いますよみたいな論議が当時なされていたというふうには聞いております。最終的に、まだ中間答申の時点ですので、はっきりしたことは決まってお

らないのかなと。ただ、今のところ一時立てかえ的な考え方だというふうには聞いてございます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） やはり、まだこれから先行きがあるということで5万円の行方、東電から賠償の補償が入ったら返還というところも残っているのかなというような答弁でございました。

先に進んでいきたいと思います。

に入ります。汚染稲わらの問題です。

汚染稲わらを給餌された牛の内臓肉の回収ということ。国に内臓肉の放射能汚染に関する基準がない、先ほどの答弁にもありました。汚染された内臓肉が回収されたという報道も全くありません。どこへ行ってしまったのか、結局は食べたのだろうと私は思っておりますが、健康被害があるのかないのかも含めて、実態が全く見えてきません。内臓肉が流通しないよう回収するとともに、トレーサビリティ、流通追跡と日本語では訳すそうです。の導入を要請するものです。

先に進みます。

そうした中で、那須塩原市は広域行政で大田原市に屠畜場を管理運営しています。先ごろの内臓肉の不正流通事件があったことから、より適切な管理運営を求めるものです。特に、出入り資格のない業者が入り込むようなことがないよう対策も含めて、安全な食肉の提供を管理する立場から、市の考えを聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 那須地区食肉センターの担当ということになりますと、どこなのかあれなんです、私たまたま去年までその担当でありまして、今も屠畜後の食肉の関係ということで関係しておりますので、私のほうで答弁をさせていただきますと思います。

議員おっしゃったとおり、廃棄すべき内臓について、出入りの業者が結託して、それを廃棄する場所、倉庫から持ち出して不正に流通したということで、そういう事件がございました。その後、管理を担当しております広域行政事務組合はもちろんです、3市町のそれぞれの担当にも来ていただいて、それから県の食肉検査所の指導もいただきながら、そういうことがないようにということでマニュアルをつくりまして対応しています。さらに、各種の免許関係、資格関係、そういうものについても定期的に言わせていたんですが、毎年そういうものについて提出を求めて確認をしようということになされております。現在も、そのマニュアルで行っているということで確認はさせていただきます。

その中で内臓につきましては、今現在、どういう流れかと申しますと、那須地区の場合には、牛を買った人といいますが、牛の所有者が自分で搬入をしまして、解体作業は食肉事業協同組合が手数料を取って解体をします。ただ、その中にその際に牛の所有者本人も解体作業に加わると。それから、内臓については内臓業者を、自分の牛を持ち込む所有者の方が取引をしている内臓業者を、大体固定なんです、その業者に入っただいて作業をします。取れた内臓については、所有者がその内臓業者に相対で販売をするというふうな流れでございます。当然、その間には食肉検査所の食品衛生法に基づく検査は行われておりますので、あわせて放射性物質の検査も今はやるようになっております。これについては、私が聞いた時点では埼玉県のように外部委託で依頼をして、オーケーが出るまで保管しておくということだそうです。

考え方は、内臓も牛の一部でございますので、内臓そのものは検査はしてないと。ですけれども、

枝肉、頭部、頭のあたりをするみたいなんです、  
一体でございますので、枝肉が規制値を下回って  
いれば内臓もオーケーということで、今のところ  
は流通しているということだそうです。

トレーサビリティについても、ちょっと確認を  
したんですが、内臓は今言ったように相対で市場  
とか、そういうところを通さないんですね。とい  
うことになると、相対でございますので、なか  
なかトレーサビリティにのりづらいのかなという  
ふうに考えております。

宇都宮についても、宇都宮は内臓の協同組合組  
織がありまして、その組合で一括して屠畜後の内  
臓については買い上げると。そこから全農栃木、  
あるいはその組合員のほうに販売をしていくとい  
うふうな流れだそうです。枝肉とは市場流通の経  
路が違うということで、今までトレーサビリティ  
の導入というのが難しかったのかなというふうに  
思っております。

これにつきましては、確かにBSEの騒ぎ以来、  
国内産の内臓肉が人気が出たといいますが、希少  
価値で出回るようになったということもありまし  
て、その流通については見直しが進んでいるの  
かなというふうに屠畜場のほうの関係者では感じ  
ているそうでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁がありました。枝肉  
とちょっと流通の経路が違くと、そういう中でト  
レーサビリティになりにくいという話もありまし  
た。しかし、検査がしっかりしていれば、こうい  
った価格をしっかりと保障できる、そして維持で  
きる、そして安全がしっかりとできる、価格も安全  
が確認できているため、しっかりと販売も可能と  
なるということにつながるんだと思います。ぜひ  
こういった努力、さらに進めていただきた

いと思います。

以上で2番を終わります。

続いて3番に入ります。市民の安全確保と生業  
支援についてです。

震災や原発事故の中で、学校や市民の安全確保  
と営業を守ることは、緊急の課題であり、地域復  
興に向け市の考えを求めるものです。

学校の食材に使われている安全な食材を提供す  
る体制の確立と地産地消の確保は、どのように行  
われているか。

です。商工会やJAなすのから、プレミアム  
つき商品券発行の要請があるが、その対応と大型  
店、零細業者の割り振りはどう考えているか。

東電からJAや生産者団体への賠償が、3、  
4月分の実損の半額だけが各団体に振り込まれた  
と聞くが、その後と個人の請求分の経緯について  
は、どのようにつかんでいるか。

です。放射能の風評被害により市の観光が厳  
しい状況にあります。雇用も悪化しています。被  
害状況をまとめシステムをつくり、東電と国への  
賠償を求める考えがあるか。

以上、4点について求めるものです。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 私のほうからは、の  
学校給食に関しまして、ご質問にお答えをいたし  
ますが、これにつきましては、昨日、9月6日の  
山本はるひ議員の市政一般質問でお答えしたと  
りでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 続きまして、か  
らのご質問についてお答えを申し上げます。

まず、商工会やJAからプレミアムつき商品  
券発行の要請があるが、その対応と大型店、零細

業者の割り振りは、どう考えているのかについてお答えいたします。

7月13日に那須塩原市商工会、西那須野商工会、那須野農業協同組合、黒磯観光協会、塩原温泉観光協会、西那須野観光協会、塩原温泉旅館協同組合、板室温泉旅館組合の連名でプレミアムつき商品券発行の要望書が提出されました。要望書では、商品券発行の効果として、市内の農業、観光業及び商工業の活性化を掲げております。震災後、市では東日本大震災緊急経済対策本部を立ち上げ、さまざまな経済対策に取り組んできたところです。その中で、大震災緊急支援資金の効果を把握するため、8月上旬に大震災緊急支援資金利用者にアンケート調査を行いました。その結果、約5割の企業、建設業、製造業、卸小売業でございますが、借り入れ後の状況は平常まで回復、または回復しつつあると回答しております。その一方で5割の企業、建設、卸・小売、旅館、飲食業につきましては、依然として厳しいと回答しております。

アンケート調査の結果から、同じ業種であっても緊急経済対策の効果に差が生じている状況でございます。要因としては、長引く経済低迷、東日本大震災、東電福島原発事故に加え、円高、内需不振などの不安定要素が影響しているのではないかと考えられます。このようなことから、今後の経済対策については、市の緊急経済対策本部において、現下の経済情勢を踏まえながら、国や県の施策とあわせ、有効で効率的な対策を総合的に検討していく必要があると考えております。

次に、東京電力に対する損害賠償請求の状況についてお答えいたします。

東京電力への損害賠償請求については、東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策県協議会が県内全域の損害を取りまとめ、既に7月までに4回の請求を行い、現在8月分の取りまとめを行ってお

ります。本市においては、那須野農業協同組合が市内全体の取りまとめを行っておりますが、市といたしましては、産直会や市場に出荷している農業者の申請窓口となっております。請求が開始されて以来、8月25日までの状況として、市内農畜産物の出荷制限及び風評被害による損害請求は592件で7,100万円に対し仮払い額が1,800万円です。

また、畜産農家の牧草の給餌制限や和牛の風評による損害額につきましては、326件で約9億1,500万円、それに対しまして、仮払い額が約3億1,000万円となっております。県協議会を通じて損害請求を行う以外にも、個人が東京電力に対して、直接請求を行うことができますが、その状況につきましては、把握することはできません。

次に、観光業関係の被害に関する東電と国への賠償につきましては、昨日の櫻田貴久議員の市政一般質問でお答えしたとおりであります。

以上です。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 部長のほうから答弁がありました。

については、山本議員の質問に答えたとおりですという話でございました。中身は給食の食材については、検査で安全が確認されたものを提供していくという、こういうお話だったと思います。

先ほども言いましたが、栗川市長、知事との政策懇談会で簡易検査器の購入と食品の検査に当たるとした上で、「仮に」と、こういう言葉を使っています。市長が珍しく「仮に」という、こういう言葉を使っています。簡易検査で線量が基準を超えたら、県で精密検査をしてほしい、こういう話です。

横浜市の場合です。5月に出された給食に、基準値を超えた牛肉が含まれていたとする報道があります。きのうまでの答弁で、給食に汚染された牛肉が含まれたとする報道も踏まえて、きのうまでの答弁でよいとするのか、追加する点があるのか、考えを聞かせてください。

あわせて、食品検査のため購入する簡易検査の機器は、けさの朝刊で報道されていますが、大田原市で1台265万円、こう報道されています。これと同程度のものと理解してよいのか伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 給食で使っている牛肉のお話でございますが、牛肉につきましては、例の報道があってから、たまたまそれが夏休みだったということもあるんですが、現在、牛肉を使用しているという食材はございませんで、使用を控えているというような状況ですが、ただ牛肉そのものも出荷制限が解除されたということもありますので、その辺については今後検討していきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） ただいま測定器のお話がありましたけれども、市長のほうで簡易測定器のお話をしていますが、その機種等につきましては、どういうものをポイントとして測るかということもありますので、そういったものもろろをいろいろな情報を集めて、今後の中で機種決

定をしていきたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁がありました。

牛肉の問題、汚染の問題があったので使用を控えて別なものを使っているというお話もございました。解除されたので、今後検討していくというお話でございました。

市長が珍しくというお話をしました。「仮に」と、こういう言葉を使っています。市長は、この部分については、今の答弁に入ってきませんでした。市長は、この「仮に」という言葉、市長も当然、米の問題、そして給食の問題、相当気にしながらこういった言葉を選んで使っているのだと思います。この点について、改めて答弁を求めます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 「仮に」という言葉が、どういう意味なのかということのかなというふうには思っておりますけれども、仮に基準を超えたということで、県に対してはゲルマニウムの検査器を県が持っているという話でございますので、私どもとしては、そんな高いものを買えないという、そろえられないだろうという気持ちの中から、簡易検査という形で検査をしていきたいという話をした中で、その際、仮に基準を超えたらということで、特に仮にという言葉に私は特別な意味を持って言っているつもりはございませんので、ご理解をいただきたいなと思っております。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 私のほうは、市長にしっかりと敬意を払って、市長がこういう言葉を使うんでは、相当思慮深く検討していると、そういう評価のもとにそういう答弁を求めました。

話を先に進めていきたいと思います。

横浜の話をしました。早乙女議員はベラルーシ

の話も出てきましたので、私もベラルーシの話をしていきたいと思います。そういう汚染地域で学校給食、放射線量の調査について、ベラルーシは給食1食分について調査をしていると。牛乳に関しては、現在の調査方法では汚染源が特定しにくい、こういう指摘も県外では行われております。ぜひ、学校給食、子どもたちの安心・安全のために、しっかりと細心の注意を払って給食の食材を確保していただきたいと思います。あわせて地域の農家の農産物の検査、しっかり行っていただいて、地産地消を維持していただきたいと思っています。

に入ります。商工会の商品券の話です。

私のほうがつかんでいたのは、農協と商工会のお話だけでした。部長の答弁からは、相当多くの経済団体から要望があったと、こういうふうに私は答弁をいただきました。そんな中で、いろいろなアンケートを行った結果、いろいろな反応が返ってきたと。市の行ってきた経済対策の効果に差が出ていると。国と県と総合的に判断しながらやっていきたいという答弁でございました。目的は、やはり地域の活性化と復興ということだと思います。ぜひ、ここしっかりと行っていただきたいと思っています。

ただ、なかなか部長の答弁、結構細かく言っていたいたんですが、総合的に判断するというところであって、やはりこれまでよく先が見えませんか。もうちょっとはっきりした話はできないでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） もうちょっとはっきりした話ということで、再質問いただいたわけですが、先ほど申し上げましたように、さきの緊急経済対策15億円の総額の融資をしたわ

けでございますが、先ほど申しましたように、同じ業種、業界でありましても、順位は違う形にはなるかもしれませんが、特に建設業、それから卸小売業については、もう回復基調にある、回復したと。一方では、まだまだ厳しいよというのが、ちょっと意見といたしますか、効果が分かれています。はっきりしている部分につきましては、宿泊業、飲食業については厳しいと。回復基調にあるという部分には入っていないと。それから、製造業については回復しているということで、厳しいほうには入っていないと。そういうはっきりしている業種ももちろんあるんですが、まだ分かれています部分もあるということでございます。

それと、先ほども申しましたけれども、あの状況以降、また円高基調になってしまったとか、経済情勢、世界的に、あるいは国内的にも変動といたしますか、不安定要素がまだまだあるという中で、国も県もいろいろな施策を打ち出していると。あるいは来るという中で、それもあわせながらやるとすれば、有効で効率的な対策ということで、もうちょっと時間をいただきたいかなというふうなことで考えてございます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁は、もうちょっと総合的な判断をする時間が欲しいということでございました。

商品券については、課題もあると私は思っております。発行するには工夫が必要と、そう思っています。商品券の問題、ここまでとしたいと思えます。

市内の事業者の震災、原発事故以前への復興に向けた支援が、さらに求められています。

に入ります。東電からのJ A、生産団体への賠償の問題です。

賠償のほうは実損の半額ということで、実績が

部長のほうから答弁がありました。東京電力は8月30日、福島原発事故の賠償をめくり支払い額や必要書類などを提示した補償基準を発表しました。当面、8月末までの損害を9月12日を目途に受け付けを開始、仮払いを差し引いた上で10月初旬から支払いを目指すとしています。東電の常務、広瀬さんというんだそうですが、これまでどおり国の支援をいただきながら賠償の責任を果たしていきたい、こう強調しています。ただし、放射性セシウムによる汚染牛の問題で生じた損害などは、取り扱いを検討中として支払いを留保しています。つまり、まだ結論は出さないと、そういう状態です。東電によると、これまでの仮払額は1,120億円、本格賠償の請求件数は40から50万件と見積もっています。

そういう中で、原子力損害賠償紛争審査会の能見会長というんだそうですが、中間指針の策定後の記者会見の中で、今後、米などの中間指針で対応できないような風評被害が生じた場合、指針の見直しや新たな指針をつくることも必要になるかもしれない、こう述べています。

そこで伺います。

中間指針にないからと賠償をあきらめてしまうのではなくて、指針にないものも含めて、生産者が現実に受けた被害を細大漏らさず、すべて請求する。指針の見直しや実際の賠償に道を開く第一歩になると思いますが、市の考えを聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 東電への損害賠償請求に関するご質問ということでございますが、中間指針が出た段階で、確かに議員がおっしゃるとおり、これがすべてではないですよということ注釈も入ってございます。それで、農業関係に

つきましては、今までも1次指針、2次指針と国のほうで検討する中で、それを超えたといいますが、生産者の考え方に沿った指針には入っていないけれども、これも損害なんだということで請求してきている部分がございます。ということで、請求額に対して支払い額が少ないのは、そういう意味なんですけれども、そういうことで農業サイドの被害については、今後もやられていくというふうに私のほうでは認識してございます。

そのほか、新たに中間指針で初めて出てきました福島県以外の観光業関係につきましては、まだまだ細かい具体的にどういう損害が、どういう証拠書類をもって証明して、どういうふうに支払われるのかというのが、まだちょっと未知数な部分があるということで、そちらについては、これからの各被害を受けた団体なり個人なり、商店さんなりというふうな考え方になってくるとは思うんですけれども、相談等業務をする中では、農業関係の考え方等も私ども同じ産業観光部ですので、参考までにそんなお話も申し上げることはできるかなというふうには思っております。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁をいただきました。

話を先に進めていきたいと思います。

こうした賠償が進む中で、一方で大変気になる報道もあります。東京電力など電力9社、電源開発を発足させた公益産業研究調査会、略称公研というんだそうですが、発行の月刊誌8月号、東電福島原発事故によるセシウム汚染の稲わらで飼育した肉牛の出荷停止について、賠償を東電に負わせるのは火事場泥棒だと、こういう記事が掲載されていることがわかりました。問題の記事は、巻末の事務局日誌の欄にあります。

天日にさらされた稲わらへの放射性物質の影響などは、当然、注意してしかるべきで、汚染はそ



の注意の徹底を行政が怠っていたために起きた、こう電力業界では述べています。電力に、その賠償を押しつけようとするのは責任逃れにもほどがある。大衆の怒りに便乗して、何でもかんでも責任を押しつけてくるとは火事場泥棒のそしりを免れないと、こう断じています。とんでもない考えです。原発事故の賠償責任を国に全面転嫁して、東電の責任を棚上げにし、東電が被害者であるかのようにすりかえるのは最悪の免罪論であると思いますが、このような考えについて、市はどう受けとめていますか。答弁を求めます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 今、稲わらの汚染被害に遭った農家が東電に、その分についての損害賠償を請求することについてのコメントということでございますので、限定ということで私が答えるのかなというふうに思っております。

私、その記事とその事実については承知はしてございませんが、先日も高久議員からそういう話があるんだよということでお聞きをしたところでございます。それを聞いた中で、その論法からいきますと、すべてわかっていたのに、あんたら何やっているんだいというふうな話になってくるのかなというふうに感じまして、責任転嫁もいいところだなというふうには、あのとき個人的には感じました。すべて農家自体も本当に被害者でありますので、そういう立場で、私どもでは農家の支援についてしていきたいというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 先ほどの雑誌を出している同調査会発足時には、電力9社のほか原発関連メーカーやゼネコン、300社近い会社が加盟する公益産業研究調査会、こういうところ。原発

利益共同体が属する企業の主張を代弁してきました。東電の荒木浩元会長が会長を務めていました。現在は空席です。

先に進みます。 に入ります。放射能の風評被害、市の観光、厳しいと、雇用も悪化しているという問題です。

これも、きのうの岡本議員の質問かと思えます。答弁が既に出ています。市の観光業や畜産業に関する支援は風評被害払拭のため、観光協会など各団体と連携し緊急雇用創出として5人を緊急雇用、出前キャラバンを行うと、きのうの質問で答弁が出ています。

賠償請求のほうに移ります。

東電への賠償請求、継続的に行っていく、こう先ほどから答弁が出ています。

千葉県の場合です。松戸、野田、柏、流山、我孫子、鎌ヶ谷、この6市は東葛6市というんですが、8月26日東京電力東葛支社を訪れ、福島原発に伴う放射線測定や低減対策などの費用負担するよう緊急要求書を提出したと、こう報道されています。要求者は身の回りの放射線量の測定を行えという市民がふえ、市に貸し出しを要望する市民が殺到、各市では放射線対策など多額の費用が必要となっており、新たな環境汚染と考えるなら、汚染者負担の原則が適用されると強調しています。その上で、東電に放射線を測定できるような十分な性能の測定器を貸し出す業務を行い、市民から放射線量低減に求められた場合は、費用などを対応するよう、6市共同で委託実施した放射線測定の費用を負担するよう、さらに各市の放射線汚染に対応した費用について、損害賠償の請求に誠意を持って速やかに対応することを求めています。流山市では25日、放射能汚染対策費用として約1億2,642万円を東電に請求すると、こう発表しています。

そこで伺います。

今まで那須塩原市が行ってきた放射線低減のための対策にかかわる費用で、計測器の購入費や学校、保育園の校庭の園庭、放射性物質軽減のための費用すべてを東電に請求すべきと思いますが、市の考えを求めるものです。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 行政からのそういった賠償請求につきましては、ただいま原子力損害賠償紛争審査会なるものが開かれておりまして、行政からのそういった賠償の受け付けについては、まだ詳細が決まっていないという状況でございますので、その辺を見きわめながら対応していきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 原子力紛争審査委員会の結果を見ながら対応していきたいという、そういう答弁でした。市には、東電への賠償請求が社会常識の範囲として、東電には大手事業者の社会的責任を果たすべき賠償の範囲として、この当たり前の問題を提起しました。

以上で、この項の質問を終わります。

4番のほうに入りたいと思います。

4番です。被災市民を支援する税の軽減対策についてです。

4月成立の改正地方税法を受け、東日本大震災と原発被災による市民の雑損控除の手續と支援について、市の考えを求めるものです。

市民への制度の周知は、どのような方法で行われていますか。

罹災証明がない場合の支援策を税務署への要請も含め、市はどのように考えていますか。

以上、2点について市の考えを求めるものです。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 2点について、ご質問いただきました。順次お答えいたします。

まず、の雑損控除の市民への制度周知方法についてお答えします。

今回の東日本大震災の被災者の負担軽減を図るための雑損控除の特例につきましては、大震災により生じた家屋や家財等の損失について、納税者の選択により平成22年中に生じた損失として、雑損控除の規定を適用できるものとしたものであります。既に、6月の下旬に大田原税務署において、関係市町と連携のもと、被災者を対象とした個別相談会を実施しており、その際には相談会の案内パンフレットを行政連絡員を通じた各戸配布により周知を行ったところです。現在も随時税務署において相談や申告を受け付けており、さらに今後12月と来年の1月にも同様の相談会の開催が予定されておりますので、市といたしましても、税務署と連携のもと、制度の周知も含め対応してまいりたいと考えております。

次に、罹災証明がない場合の対応についてお答えします。

雑損控除を受ける際、住宅や家財の被害割合の判定や震災との関連を判断するための資料として、罹災証明書原本、または写しの提示をお願いしておりますが、罹災証明書がない場合は聞き取りやかわりとなる書類の提示により対応することも可能である旨、税務署から聞いております。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁をいただきました。

6月に相談会があったと、チラシも出ているということです。12月と1月にも相談会が予定されているということでございます。3月の申告に向けて、しっかりとこういった対応をしていって

ただきたいと思っております。

雑損控除は、今部長のほうから説明があったとおりです。その中で、部長が言われた中で幾つかの例がありましたが、物置や塀、墓石、車なども損壊した場合は確定申告をすることによって、所得税、市民税の一部が軽減されると、こういう案内もされています。ぜひ、拾えるものは全部拾っていただいて、しっかり対応していただきたいと思います。こうした例も、もうちょっと詳しく、個々なので、そういう説明だったんだと思いますが、市民にはもっと丁寧なお話をお願いしたいと思います。

罹災証明、被災証明、住宅が被害を受けた場合は罹災証明だそうです。それ以外の物置や塀、墓石、こういったところは被災証明だそうです。こういったことで私も勉強になりました。こうした中で、水戸市と東京都の例で私この話を、こういった質問をすることになりました。

東京都の例です。被災者が都内で新たに住宅を取得した場合、不動産取得税を課税しない措置をとったことを、まず紹介したい。

被災者が被災した家屋のかわりに、都内で家屋を取得した場合、固定資産税と都市計画税を減免するよう要求したのに対して、主税局の資産部長は一定期間一定の割合で減額すると答えています。

もう一つ、東京のほうです。液状化被害で家屋を失った人、住宅再建への支援についてですが、個々の被災の程度に応じて減免を行い、住宅や家財などの、部長の答弁にもありました家財、オーケーだよということで、損害を受けた場合でも所得税や個人住民税の軽減を実施すると答弁しています。福島原発による被災者の地方税の軽減についても、納税期間の延長など、きめ細やかに対応する、こう答えています。

そこで伺います。

今までにやった雑損控除や地方税の控除、軽減に関する市民からの問い合わせと対応について、どの程度あったのか、その状況について聞かせていただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 今回の震災によりまして、市税等の減免等が受けられるということで、これについては6月5日の広報の中でお知らせしております。市民税、県民税、あるいは国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料ということで周知をしております。こういったことで、現在の減免状況を若干申し上げますと、個人市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、介護保険料ということで、件数的には893件になりますが、減免額としましては、大体3,014万円ほど減免を既に決定しているところでございます。広報で周知をしておりますので、特に課税課に対する問い合わせ等は余りないというふうに聞いております。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁をもらいました。

3,014万円、893件あるというお話ございました。問い合わせはないということです。

国や市からの支援金、見舞金を受けられなかった方にも、税の軽減制度ができたこと、まず申告をしてしっかり控除を受けていただくよう進めていただきたいと思います。周知の徹底を、さらに求めるものです。

私たち日本共産党は、あらゆる制度、法を活用し、国民の苦難軽減のために奮闘することを規約にうたっています。震災と原発事故による放射能汚染、長期的な取り組みが継続されなければなりません。国と自治体が対策を強化し、本腰を入れ

た取り組みを強く求めて、私の一般質問、これで終わります。

議長（君島一郎君） 以上で、10番、高久好一君の市政一般質問は終了いたしました。

吉 成 伸 一 君

議長（君島一郎君） 次に、27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 公明クラブ、吉成伸一です。

市政一般質問を行います。

まず初めに、1、公的不動産の有効活用について（PRE戦略）。

長引く景気低迷の影響により、地方自治体の財政状況を取り巻く環境も厳しい状況にもあり、公的不動産の取り扱いに対する関心度も高まっています。自治体が有する資産の適切な選択と集中を行うために、公的不動産を経営的な観点からとらえ、賃貸運用や売却などを含めた有効活用や最適化を図っていく必要があります。

以下について伺います。

1)本市における公的資産の管理運用の基本的な考え方はどのようなものか、お伺いをいたします。

2)公共施設の維持・補修や管理は効率的かつ計画的に行われているのでしょうか、お伺いをいたします。

3)公的不動産の有効活用について、未利用地の有効活用や施設の適切な利活用は行われているか、以上3点についてお伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 27番、吉成伸一議員の市政一般質問にお答えをいたします。

1の公的不動産の有効活用について、3点の質問に順次お答えをいたします。

まず、1)の本市における公的資産の管理運用の基本的な考え方についてお答えをいたします。

市の公的資産である公有財産の管理運用につきましては、土地や建物を使用している担当部署が所管し、施設の維持・修繕などの管理や施設の運用についても、それぞれの判断のもとに行っております。現在、公有財産のすべてに関する管理運用についての計画はありませんが、市有地につきましては、平成19年度に策定いたしました那須塩原市未利用市有地の利用及び処分計画に基づき、管理運用を行っております。

また、施設につきましては、社会背景など考慮しながら、市民サービスにこたえられる、市民ニーズに合致をした施設としての管理運用に努めておるところでございます。

2)でございますが、効率的かつ計画的な公共施設の維持・補修や管理についてお答えをいたします。

本市の公共施設につきましては、施設数も多く老朽化した施設も存在することから、維持・修繕にかかる経費についても多額の財源が必要となっております。これら公共施設の修繕・補修や管理につきましては、市民の利用者が利用する際の利便性や安全の確保を基本としながら、施設の長寿命化や統廃合などの計画も考慮した上で、優先度の高いものから実施をいたしております。

一例といたしましては、小中学校の耐震改修事業につきましては、耐震改修計画に基づき、効率的かつ計画的に改修を進めております。

このほか、緊急的な施設の修繕につきましては、セーフティーネットにより対応をいたしております。また、本年度分につきましては、市単独事業の経済活性化事業を計上し、効率的な維持・修繕

や管理に努めておるところであります。

次に、3)の未利用地の有効活用と施設の適切な利活用についてお答えをいたします。

未利用地の有効活用につきましては、さきにも述べましたように、平成19年度に那須塩原市未利用市有地の利用及び処分計画を策定し、利用計画がなくなった処分可能な市有地は売却するなど、経営的な観点から財源の確保を図ることとしております。

施設につきましては、施設本来の目的が果たせるよう適切な維持管理を行うことはもちろんことのでありますが、統廃合も含めた利用目的が終了した施設につきましては、他の利用が図られるかを全庁的に検討し、効果的、効率的な活用に努めておるところであります。

また、業務に支障のない範囲で目的外使用も認めており、施設利用者などに対して利便を図っておるところでもあります。今後につきましても、未利用地の有効活用と施設の効率的で適切な利活用を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

今回の公的不動産の有効活用ということで質問させていただいておりますが、これについては人見菊一議員が会派代表質問の中で集中行財政改革プランの見直しの項で触れていたと思うんですけども、その際に企画部長のほうから、今後見直していく行財政プランの課題は何でしょうかというような部分で、既に答えが出ていたわけでありますけれども、その中ではやはり一つ問題としては、市有財産の新たな活用法、それから施設の適正な配置、統合ということも含めてだと思えます。当然、先ほど市長の答弁にありましたけれども、

公有地に関しては活用と、もう一つは売却と、これも課題なんだという、既にお話があったわけです。19年度に未利用地の利用と、それから処分計画については計画が立っているということでもありますけれども、財産管理システム、これは行財政プランの中で17年度に立ち上げをするというふうになっていたわけですが、これらについての検討等は進めてきていたのか、その点をまずお伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 建物等を含む形での公的財産の管理という意味での、いわゆる行革プランベースでの進みぐあいでございますが、基本になるものは公共施設の点検、診断等がベースになってくるのかなというふうに思っておりますので、その件に関しては、まだ具体的に進んでないという状況でございます。

よって、今後、次期の行財政改革推進計画なるものに関して記載等を行い、積極的に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 括弧の部分でPRE戦略と通告しているわけですが、もうこれはパブリック・リアル・エステートということで、要は公的不動産ということになるわけですが、それを戦略的に進めていきたいと思います、民間と同じように行政もやっていきたいと思いますということなわけです。これに関しては、国土交通省が平成19年に研究会を立ち上げて、実際には平成25年5月に地方公共団体に対して、PRE戦略を立案、実践するための基本的な参考書というのをしております。これを実際に利用して、自治体においてはつくっているということも出てきているわけ

です。これらについての情報は把握されているか、お伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 承知してございます。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） ということは、先ほど触れた今後見直しをかけていく行財政プランの中でPRE戦略というのを当然考えていくと、入れていくということによろしいんですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 現在、懇談会で審議中であるという話は会派代表質問、人見菊一議員の質問でお答えしたとおりでございますが、今後、具体的な部分で課題が抽出されておりますので、そのような方向で検討していきたいというふうに思っております。

なお、戦略的というのは私なりに将来を見据えたというような簡単な言葉で表現していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） それでは、次の部分に入ってまいりたいと思います。

大きくは土地、それから施設、建物、当然、財産ということであれば、今度は公会計的に会計的なものも、その中に含まれてくるわけですが、きょうは施設と、それから土地の部分でお伺いをしていきたいと思っております。

先ほど市長の答弁の中でありましたけれども、施設に関しては、小中学校の耐震工事が計画的に進められてきたと。現在、耐震化率としては70%弱ぐらいの数字だったと思いますが、それを100%に持って行って、その後今度はほかの公共

施設、建物に対しても耐震化を図って、また修繕であったり、中には取り壊しということもあるんでしょう。統廃合等も考えるということですので、その辺のプロセスというか流れ、プロセスは明確になってきているんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 部単位というようなセパレートでの話ではなくて、全体的な流れとして考えていきたいと思うんですが、先ほど言いましたような公共施設の診断から入らなければならないということで、まだまだその部分について入り込んでないという状況にございますので、今後そのような基礎調査から含めて、これは当然、費用対効果等も含まれる調査でございますが、それらも含めて今後進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） それでは、これも市長の答弁の中であったわけですが、実際に公有財産等に関しては、各担当部局での把握をして管理をしているというお話だったわけです。その管理の仕方が問題だと思うんです。だれが見ても、どこの部が見てもわかるという書式自体は統一されているか、その点を確認させてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 市の財産管理台帳によりまして管理をしているところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 管理されているというお話ですので、今後マネジメント的な白書をつくるなんという場合には、もうそんなに難しい話では

ないという理解でいいわけですよ。当然、統一されているわけですから。

これ実際、具体的にちょっとお聞きしたい部分があるんですが、3)になってくると思うんですけども、今議会の議案にも47号議案、共英小学校の用地の取得ということで、新年度予算でもこれはあったわけです。今回、補正予算ということでも組み立てられているわけです。そうすると、これらの用地を取得するということは、かなり前から計画をされて、今回上がってきているのか、また新年度も上げてきたのかということ、まずちょっと確認をさせていただきたいんですが、お願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 共英小学校の用地取得に関しましては、当初予算のみに計上させていただいたということで、補正予算では計上いたしておりません。今回、議案で用地取得の議案としては提出をいたしておりますが、ご承知置きいただきたいと思いますが、この共英小学校の用地の取得の経緯ということでございますが、開校当時から借地をしていたところなんです、部分的には順次買い取りをさせていただいたところあるんですが、ここの2件に関しましては、地主のほうから買い取り申し出があったということがございまして、今年度の当初予算に計上させていただいたということでございます。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 失礼しました。そうですね、47号ということで議案として上がっているということですね。

なぜ、こういう質問をしたかということ、やはりこれも公有財産になるわけですよ、当然のことですけども。

もう一つ、今回の中では、これは逆パターンになりますけれども、46号議案は心の里とつくしのほうに、今度は無償譲渡するわけですね、社協のほうに。ということは、これは公有財産が移るわけですよ。こういったものが、当然計画的に行われていかなかったら、先ほど来、質問しているマネジメント的なPRE戦略にのっとったものにはなっていないわけです。そういう基本的なものを、仮に考えていないとしても、公有財産をしっかりと管理していく上では計画的なものが当然必要になってくるわけです。ですから、今聞いたわけでありまして、地権者の思いがあってということですので、当初これから本来は賃貸借でいきたかったという部分もあったものが、新年度で公有財産になったという理解でいいのかなと思います。そういった点もやはり今後はしっかりと詰めていかないと、しっかりとしたマネジメントはできないんじゃないかなと思いますので、そういう点も考えながら進めていただきたいと思います。そのように思います。

それから、しっかりと台帳で管理をしているという話があったわけですが、これはことしあった事例ですけども、黒磯中学校グラウンドわきに、これゼンリンの地図によると、こういう名称がついています。黒磯体育協会柔道部講道館柔道修道場、ここがぼや騒ぎをしたわけです。教育長よくご存じだと思うんですが、当初、これが一体どこの所有、持ち物なのかということがわからなかったんです。でも、現実には市の持ち物だということだったわけです。ということを見ると、しっかりとこれが台帳に載っていたのかなという疑問がわいてくるんです。ちょっとこの点を確認させてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 黒磯中学校の前といい  
ますが、黒磯高校の前といいですか、そこにあり  
ますいわゆる武道場だと思いますが、ちょっと経  
緯は定かではないんですが、多分、昔、柔道連盟  
か何かがあればと思うんですけども、財産の  
管理台帳に載っているかということですが、載っ  
てはございません。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） そうであれば、今後はそ  
ういった整理、整備というのが必要になってくる  
んだと思うんです。私が憶測では言えませんが、  
ひょっとするとそういったところがほかにも  
ある可能性がゼロではないと思うんです。やは  
り、旧3市町合併しておりますので、そういった  
部分でのまだ情報がしっかりとれていない部分  
もある可能性があると思います。そういうことを  
考えれば、やはり今回の質問にある地方公共団  
体が不動産を所有している目的というのは、当然、  
住民に対して行政サービスをするために持って  
いるわけですので、やはり明確な戦術を持って効  
率的なマネジメント体制を築いていただきた  
いと、このように要望して、次の質問に移らせ  
ていただきます。

それでは、2、学校図書館の整備・推進につ  
いて。

学校図書館は、児童生徒の知的活動を推進し、  
人間形成や豊かな情操を養う上で極めて重要な  
役割を担ってきました。今年度から「言語力の育  
成」をうたった新しい学習指導要領がスタート  
したことにより、学校図書館の役割はこれまで  
以上に増してきています。

以下についてお伺いをいたします。

1)「学校図書館図書標準」は、文科省が平成5  
年に公立小中学校に対して整備すべき蔵書数を  
学校規模に応じて決めました。本市の小中学校の図

書整備率はいかがでしょうか、お伺いをいたしま  
す。

2)人的整備の面から「学校図書館司書教諭」の  
小中学校の配置の現状をお伺いいたします。

3)国は「新学校図書館図書整備5か年計画」で  
平成19年度から平成23年度までの5年間で1,000  
億円規模の財政措置を地方自治体に行ってきました。  
今後の市の取り組みはどうか。また、校内に  
おける学校図書館の運営や活用体制はどうか、3  
点についてお伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） ただいまの質問について、  
学校図書館の整備、推進について、1)本市の小中  
学校の図書整備率についてお答えいたします。

小中学校における学校図書館図書の整備の基準  
につきましては、学校の規模、具体的には学級数  
により定められております。本市におきます学校  
図書館図書標準に定める基準に対する全体の整備  
率は、平成22年度末で小学校では101.0%、中  
学校においては88.7%でございました。

次に、2)の学校図書館司書教諭の小中学校の配  
置状況につきましては、今年度におきまして、小  
学校25校のうち24校に、中学校10校のうち8校に  
配置しております。

なお、司書教諭の配置のない学校につきましては、  
担当教諭を定めて図書館の管理運営を行って  
いるところでございます。

次に、3)の図書整備の今後の取り組みと校内に  
おける学校図書館の運営や活用体制につきましては、  
図書の整備としまして、平成21年度以降、従  
前を上回る予算措置により充実を図っており、今  
後とも計画的な整備を進めてまいりたいと思っ  
ております。

また、学校図書館の運営や活用体制についまし



ては、学校図書館司書教諭の配置に加え、市採用の図書支援員を全校に配置し、利用しやすい学校図書館の環境整備の充実を図るとともに、総合的な学習の時間等での調べ学習など、図書の有効活用と授業を円滑に進めるための取り組みを行っているところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時16分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） それでは、再質問させていただきます。

以前、今回の質問に関しましては、山本議員のほうも平成20年に質問しているわけですが、その際には図書標準、これの充足率では最高が160%、一番少ないところで50%というような答弁があったわけです。今回に関しては、小学校が101%、中学校が88.7%ということですが、実際に20年から比べると充足率としては上がってきているので、そういったことを考えれば理想に近づいてきているんだと思うんですが、学校配分に関して、当時の答弁では平均割で30%、これ予算の件です、それから人数割、生徒児童割ということになると思いますが、それが70%。でも、今後は少し少ないところには厚く予算配分をしたいというような教育長の答弁があったわけですが、今回はそのようなことを考えて進めてきたから、数字的にこのような数字になってきているのかを

1点お伺いすると、小中学校合わせて市内35校あるわけですが、そのうち充足率の高い学校、低い学校あるわけですが、それは規模数によるのでしょうか。学級規模が多いところのほうが充足率が高いとか、学級の少ない小さな学校のほうが充足率が低いとか、そういった傾向というのはあるのか、お伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 今の質問で議員のご指摘のとおり、バランスをしっかりと配当率等を考えながらやった結果でございます。

それから、学校蔵書の充足率は規模数、学級数で変わるか、変わらないかということなのですが、これはそういう傾向ではなく、アットランダムになっております。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） それでは、これ、以前やはり山本議員が指摘をしていたわけですが、私もそうだなと思うんですが、図書の充足率が100%になっていくということは当然一番いいことなわけです。ただし、古い本、古書をそのままにしておけば、これは当たり前ですが、充足率はどんどん上がっていくことは事実なわけです。それでは学校図書の本来の持っている充実という部分には当てはまらないわけです。本市は古書の廃棄の基準というのは、前回ないというお話だったんですが、その辺に関しては、この何年かの間で検討されてきたのか、お伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 結論から言いますと、廃棄の基準というのは統一しておりません。それで、貸し出しの傾向、それから本の利用の傾向等々かんがみ、それから実際の授業に使われている本の

傾向とか、これを司書教諭並びに図書支援員の考え方で、各学校で廃棄の基準を定めながら充足をしているというところでございます。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 古書の廃棄の基準というのは、非常に難しいということのあらわれだと思わんですが、いろいろなことで、よりよい本が整備されることを望みます。

次に移ります。

先ほど、3)の部分で答弁をいただいておりますけれども、図書支援員の件です。以前は、これが図書及び生活支援という形で35校、それぞれ1名ずつ配置がなされていたわけです。今回、今の教育長の答弁では、図書支援員ということで、それぞれ35人の方が配置をされているというお話だったわけです。どうして変えられたか、また今回は生活支援という部分がありませんので、完全にもう図書専門で活動されているという理解でよろしいんでしょうか。

それと、大体どのぐらいの活動時間なのかもあわせてお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 昨年度までは図書及び生活支援員となっておりますが、やはり生活支援に係る仕事の量が非常に多くなり、児童生徒もふえてきているのが現在の状況でございます。図書と、それから生活というふうになりますと、活動時間が図書支援員は1日4時間で週2日という形を今までもとってきておりますので、そこに介助が入ってきますと、図書の整備及び図書館業務に係る仕事が非常に削られてしまうというふうなところの弊害がありましたので、これをはっきりと分けたということで、今年度は図書支援員というふうなことにしております。

それから、すべての学校ということで延べ35人ということで全校に配置しているということと、勤務時間は1日4時間、週2日ということで、一月当たりでは10日を限度とするという形で採用をしておるところでございます。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） ちょっと細かいことなんですけれども、当初予算の毎年これ同じですけれども、当初予算の説明ということで2月の全協で説明があるわけですけれども、そのときに資料なんかを我々議員いただくわけです。その資料の中をちょっと確認したところ、小学校に関しては学級支援教師、括弧して、そこに図書25名というような記載があったわけです。中学校に関しては、完全に学級支援教師とは離れた部分で図書支援員10名という形での記載があったわけです。これは、全く同じというらえ方でいいのか。

それから、12学級以上の大きな学校も、それから小さな学校も、この図書支援員としては1名ということですから、全く同じ条件でやっているわけです。ところが、当然図書の数は違いますよね。図書館の大きさも違うわけです。それで、果たして大規模な学校では1名でも十分満たされているのかという部分をちょっとお伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 中学校と小学校のとらえ方は同じでございます。生活支援員、図書支援員ということと、市の支援教師ということで同じとらえ方をしています。

それから、司書教諭は12学級以上の学校に完全に配置するというふうになっておりますが、小さい学校でも、やはり同じ並列として扱っております。

それから、小さい学校も大きい学校も、特に大

きい学校、12学級以上持っているところは司書教諭が大体おりますので、それと図書支援員が共同で作業をするということで、効率よくやっているというふうに伺っております。

また、近年ですが、司書教諭プラス図書支援員、そこに近隣のボランティア、図書ボランティアが非常に協力的にやっていただきまして、図書の整理とか配置とか、多岐にわたって協力をしてくれるということが各学校で見られるようになりましたので、それも大きな要因になっていると。

以上です。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） ただいまの最後の教育長の答弁の中に図書ボランティアというお話がありました。那須塩原市がつくっている子どもの読書活動推進計画、その中でも図書ボランティアを育成していくということがありますので、それを確実に進めているという答弁だったと思います。

それから、3)に移ってまいりますけれども、実際にその図書の選定に関しては、各学校それぞれ自由にやっているという話を聞いておりますけれども、これらで司書教諭の方であったり、それから図書支援員の方の色がすごく出てしまって、多少、生徒児童からもっとこういう本が欲しいんだけどというようなお話というのはないんでしょうか。選定に当たっては、子どもたちの意見というのは、どこまで反映されているのか、あわせてお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） この図書の選定に関しましては、私も基準を決めていないということで、先ほども申しましたが、その当該校の教員の希望図書の調査、それから、もちろん司書教諭の推薦図書、図書支援員の推薦図書ということで、議員

ご指摘のように、司書と支援員が同じ考え方で図書運営をすると、そういう色に染まってしまうという危険性、または傾向があるかとは思いますが、今のところ、そういうことで困ったというふうな連絡は入っておりませんので、その点の問題は承知していないというところでございます。

また、児童生徒のこんな本というのは、やはり児童生徒のほうからも希望図書についての希望をとっておりますので、ある程度反映できているかと思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） わかりました。

それでは、公立の3つある図書館と、それから学校図書館の連携についてお伺いいたしますけれども、これ小学校に確かめたところ、年3回1クラス30冊、図書館のほうから借りて、それを回して利用しているということでありましてけれども、これは全35校で行われている事業なのか、お伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） この図書館と学校の交流なんです、西那須野図書館、それから黒磯図書館、塩原図書館と3図書館の連携で西那須野図書館では6校の小学校です。それから、黒磯図書館では14校の学校、それから塩原図書館では5校の学校というふうにして、全校がこれで交流を図っているというところではないんですが、3カ月に1回というふうなのは、団体貸し出しは3カ月、それから貸し出し文庫につきましては、貸し出し期間1カ月なんですけれども、毎月の仕事で位置づけると、非常に図書運営が厳しくなるということから、やはり各学校で計画的にやっているというところでございます。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） わかりました。

希望すれば、当然これは各学校借りられるということでしょうから、学校の校長先生の考え方になってくるんだと思います。学校図書館をより充実して、また利用を高めるということからいけば、公立の図書館と学校図書館の交流のように、学校図書館同士の交流を図っていくということも一つ手だと思えます。当然、それぞれ図書があるわけですから、それを貸し借りをしていくというようなことも今後は私は十分考えられると思いますので、これはもし検討いただけるのであれば、検討していただければなと思います。

これ、先ほども言いましたけれども、本市の子ども読書活動推進計画の中でうたっている言葉がありますけれども、「読書活動は言葉を学び、表現力や想像力を高め、知性や感性を豊かにし、人生を有意義なものにしていく上で欠くことのできないものであり、子どもの成長に重要な役割を果たしている」と、このように書いておりますので、今後もさらなる充実を図っていただきたいと思えます。

この項に関しては以上とさせていただきます。

それでは、3番目のがん対策についてお伺いをいたします。

がんは、予防や早期発見が大事なことは言うまでもありません。検診受診率を上げることは国民の生命、健康を守ることはもちろん、急増する医療費を抑制する上でも重要です。国の「がん対策推進基本計画」では、2012年3月までに検診受診率を50%以上にする目標を掲げています。

以下について伺います。

1)本市が行っている「がん検診」の受診率の動向はどうか、お伺いをいたします。

2)子宮頸がん、ワクチン接種公費助成の実施に

伴い、対象年齢者の接種状況はどうか、お伺いをいたします。

3)がんにより死因で肺がんに次いで2番目に多いのが胃がんです。国際がん研究機関（IARC）は、胃がんの発がん要因子はピロリ菌であると認定しています。容器に息を吹き込むことでピロリ菌の有無が簡単にわかる検査があります。導入の考えがあるか、お伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） がん対策についてということで、ご質問をいただきましたので答弁させていただきます。

1)のがん検診の受診率についてですが、平成22年度では、胃がん31.9%、大腸がん40.8%、肺がん41.1%、子宮がん50.9%、乳がん53.8%であり、子宮がんの受診率が前年度より2.8%伸びて50%を超えました。そのほかは前年度と同様の結果でありました。本市では、国の指針を受け、大腸がん、子宮がん、乳がん検診について、がん検診推進事業として、5歳ごとの節目年齢者に対し、受診の働きかけを強化しているところです。

2)の子宮頸がん予防ワクチンの対象年齢者の接種状況についてですが、本市では、中学1年生から高校1年生の対象年齢者に対して、接種費用の全額を助成しています。今年度6月から接種を開始し、7月末での接種状況でございますが、中学1年生105人、中学2年生76人、中学3年生78人、高校1年生131人であり、合わせて390の方が接種を行っています。

3)のピロリ菌検査の導入についてお答えします。

ピロリ菌は胃粘膜の表層に生息し、40歳以上の日本人の8割は既に感染していると言われております。胃がん予防を目的としたピロリ菌除菌の有効性については、研究が行われている段階であり、

市のがん対策としては導入は今のところ考えてございません。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） それでは、再質問させていただきます。

ただいま部長の答弁をいただいた中で、子宮がん、これらについては前年度から比較すると2.8%受診率が上がったということでありますけれども、これは乳がん、子宮頸がん検診における無料クーポン券の配付といったものが、非常に大きな役割を果たしてきているんだと思うんです。そのほかのがんに関しては、数字を見ると、大体横ばいというような数字になっていると思うんですが、本市が最も力を入れて受診率アップの具体的な事例としては、どういったことになるんでしょうか。まず、それをお伺いしたいと思います。

それから、集団健診があるわけですが、私も受けておりますが、集団健診、どうしてもこれは当然1年に1回ですから続けて受けていくということは必要なんですが、新たな新規の方での健診というのは、現実問題ふえているのか、その点も確認をさせていただきます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） がん検診の受診率向上について取り組んでいる重点的なところということでございますけれども、先ほど議員のほうからもご指摘のありました国の施策でもありますけれども、節目ごとの無料の女性特有のがん検診ということで、子宮がん検診、それから乳がん検診ということで、無料のクーポン券を配付してございます。ことしからは、大腸がん検診についても同じく国の施策にのっとってということにはなりますが、無料のクーポン券を配付するというこ

とで、受診アップのほうにつなげたいというふうな取り組みを行っております。

あわせて女性の方については、女性だけの検診日であるとか、あとは若い女性の検診日とか、そういう特別の日を設けて、できるだけ受けやすい環境整備ということで取り組んでございます。

それから、新規の検診、新たにということなんです。年齢別の受診結果ということで、毎年統計データをとっているところなんです。新たに年齢に達した方というようなことで、一番若い年齢層の受診状況ということだと、例えば胃がん検診ですと、40から44歳で18.7%、平均ですと32.6%ですので、やはり若い方というのはなかなか年齢に達して、すぐに受診というには結びついていないのかなと。今後、そこら辺のところを重点的に受診率をアップしていくというのも一つの課題になるかなというふうには考えてございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 女性に対するケアの部分と、それから新たに対象になった若い人たちの検診率のアップ、この部分は非常に大切だと思いますので、ぜひ進めていっていただきたいなと思います。

2)の子宮頸がんワクチン接種の公的助成について、再質問をさせていただきますが、6月から7月末ということだという数字を今示していただいたんで、まだまだこれからということではあると思うんですが、これは実際にこのワクチン投与をどんどんふやすということになると、まず一つは本人、ですから生徒の自覚というものが必要になります。それから、PTA、保護者の方の理解ということが非常に大切になってきます。その点は、学校側に対しては、どのような働きかけをしたのか、お伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（長山治美君） 子宮頸がんワクチンの接種による効用というか、その必要性等書いてパンフレット等を各学校を通して、ご本人、保護者のもとにお届けするというような取り組みを行ってございます。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 学校ということであれば、教育委員会のほうからも、例えば校長会であったり、そういったところでも訴えていくということが必要だと思うんですが、そういった活動というか、アクションは起こしたのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

先ほど、部長が言われたものに関しては、これ、ある中学校でいただいてきましたので、こういったものを配ったということです。その校長先生に聞いたお話だと、中学校1年生に関しては入学式のときに親御さんもいるので配ったと。それから2年生、3年生については、学年部会の際に配った。配ったというのが、ちょっとあれなんです、配るにしても、しっかりとした説明をした上で配らないと、余り意味がないんじゃないかなと思うんです。その辺は、教育委員会として取り組みが、もしあれば聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） ただいまの子宮頸がんワクチンばかりではなくて、私ども教育以外の部外のほうからの必要性のときには、中学校、小学校及びそういう校長会の折に直接係の方に来ていただいて、まず校長先生に説明をするということで、その計画の概要を校長会を通して校長先生方に理解していただくと。それを、各学校に校長が持って行って、そこで、後は校長のほうの判断で、そ

れをPRするという形を今まではとっております。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 唯一、予防ができるがんということですので、ましてや若い女の子たちですから、丁寧な説明、そういうものが必要だと思いますので、今後もしっかりとしていただきたいなと思います。

次に移ります。

これは、先ほどピロリ菌に関しては、今のところはまだ研究段階でわからない部分があるので、市としてはというお話がありました。ただ、国のほうは、これは情報としてなんですけれども、検査に関する助成なりをしていくような方向性は大臣答弁であるのです。ただ、具体的にいつからということまではもちろん行っておりませんので、ぜひ高いアンテナを立てていただいて、私なんか思うのは、せっかく今回、新年度予算で先ほど部長の答弁の中にあっただように、大腸がんの節目検診をやるわけですから、そこにあわせてピロリ菌の検査もするという事は十分可能なことだと思うんです。多少、そこで当然費用はかかってくるんだろうとは思いますが、そういうことを考えると、決して難しい話ではないので、国の動向をしっかりと見据えて進めていっていただきたいと思いますので、その点はよろしく願いいたします。

それでは、4番に移ります。

4、放射能汚染対策について。

東日本大震災の発生から半年が過ぎようとしています。しかし、被災者の生活の安定、被災地の復旧・復興を初め福島第一原子力発電所事故による放射能汚染など、国による対応は迅速に進んできたとは言えません。本市においては、保育園・小中学校の園庭・校庭の表土除去が行われています。また、市内の空間放射線量を測定しマップ化

も行われます。市民は正しい情報を求めています。

以下について伺います。

1) 今後、考えられる放射能汚染対策は、どのようなものがあるでしょうか。

2) 情報、対策を一元化するため、庁内に「放射能汚染対策室」を設置してはどうでしょうか。

2点にいてお伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 4番目の放射能汚染対策についてお答えいたします。

1)の今後考えられる放射能汚染対策についてありますが、まず現在実施しております小中学校や保育園、幼稚園、公共施設開発に伴う帰属施設等の空間放射線量の測定及び水道水等の放射性物質の測定は今後も継続してまいります。

また、農業においては県と連携の上、放射性物質の土壌分析及び農畜産物に含まれる放射能濃度を測定しているところです。その測定結果に基づく農業分野における対策としては、安心して作付ができる環境づくりのための土壌改良や汚染の検討が考えられます。

また、子どもたちを中心とした対策としては、健康相談や健康調査の実施が想定されます。

次に、2の庁内の一元化組織の設置につきましては、8月24日に市長を本部長とする那須塩原市放射能対策本部を設置したところです。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） それでは、再質問させていただきます。

9月5日号の広報なすしおばら、ここにありません。皆さんもお持ちだと思いますが、ここの12ページに、今回の放射能の低減実験を行いましたということで、このように載っているわけです。こ

れを見せていただいて、いいことだなと思うんですが、ちょっと見づらいなという気がするんです。広報上、どうしても紙面が限られた中で載せていますので、こういったレイアウトで載せざるを得なかったのかなとは思うんですが、せっかくここまでしているので、もう少し、例えばこれを1枚のものにして、次の機会に行政連絡用として配っていただくとか、そういったこともやっていいんじゃないかなと思うんです。

それから、ホームページも確認をさせていただきました。ホームページの一番上が、いつも新着情報ということで、そこに今回の広報なすしおばらの9月5日号ということで、そこにアクセスすれば開けるようになっているわけですが、開いていくと、当然これになるわけです。この形になるわけです。でも、これはやはりホームページで見るとちょっと見にくいという気がするんです。

それから、もう1点、新着情報ですから、当然この後は消えていきますよね。それを考えると、しばらくの間載せておくということが私は必要だと思うんです。そうすると、その下の欄はトピックスというふうになっています。トピックスのところ、もうちょっとレイアウトを考えて、それからイラストなんかも入れて、こういう低減実験を行いましたという情報として入れたらどうかなと思うんですが、その点、まずはいかがでしょうか、お伺いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） ただいま今月の9月5日号の広報の掲載につきまして、あるいはホームページにつきましての工夫が必要だろうというようなご指摘であります。

今回の広報につきまして、できるだけ多くの情

報を伝えようというほうが先に立ちまして、今ご指摘のとおり見づらいということですので、ホームページも含めまして、今後検討してまいりたいと思います。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） せっかくの情報ですので、やはり見て見やすいものにしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、これは米の先ほど高久議員のほうもお米に関する質問をしておりましたが、私のほうもちょっと触れてみたいところが1点あります。

NHKの朝の番組で「あさイチ」というのがありますけれども、その「あさイチ」で8月29日放送された内容が、福島県の須賀川の農業生産法人、株式会社になっていましたけれども、その米の作付に関する報道だったんです。そこは、所有する面積が120ha、これ田んぼです、120haあって、その120haで土壌調査、それから下部の稲穂の調査も含めてですけれども、400カ所やってきているそうです、今までずっと続けて。そうすると、大体3.5haで1カ所の割合で検査を行っているという徹底ぶりになるわけです。

もう一つ、先ほど来も話が出ていましたけれども、米の出荷停止というのは1kg当たり500Bqということですが、ここは独自に1kg当たり20Bq、これを超えたら出荷しないと、そういったことで取り組んでいるということなわけです。本市から見ても、須賀川といえば、やはり福島と名がついただけで風評被害というのは、この地域以上に強いものがあると。そういう中で、民間といえども、これだけのことをやっているというのは、私すごいことだなと思うんです。これを行政にやれというのは、なかなかぱっとできない。また、市長の先ほどの答弁からいっても、細分化した米の調査は行わないというお話があったわけですが

れども、こういった意気込み自体は私は非常に大切なことだと思うんですが、もしこれに関する感想をだれか答弁していただけるのであれば、お願いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） ただいま議員のほうから紹介がありましたNHKの番組内容につきまして、私ちょっと承知はしてございませんが、ただいまお聞きしたお話からしますと、生産者が自分が生産するものについて、責任持って国の基準、暫定基準を上回るといいますか、厳しい基準を設けた上で測定なり、調査をして自主基準でやっているということで、確かにすごい意気込みだというふうに私も感じてございます。

那須野農業協同組合におきましても、放射能の測定器を導入するというので、以前から取り組んでおります。そういうものにつきましては、やはり生産者団体、あるいは生産者みずからが国・県の検査任せというだけではなくてやっていくというふうな意欲といいますが、そのあらわれであるかなというふうに感じております。

議長（君島一郎君） 市長。

市長（栗川 仁君） それでは、私のほうからちょっと聞いている情報でございますけれども、今出た話でございますけれども、それでは当然法人ですから、自分で米を売るというものを前提に私は考えて、自分の基準を決めてやっているというふうに思っております。当然、私も、那須塩原市の中で米を団体で売っている方がいます。ある団体に通じて、そういう方につきましては、既に土壌調査も米の検査も自主的にやって、そういうものでクリアしながら販売先というか、そういうところに安心をしてもらおうという形で実施はされているというふうに思っております。これを国の基



準に合わせてという話ではなくて、独自にそういうおのおの生産者も自分の米に対しては信頼してもらいたいという中での那須塩原市の中でも活動している団体もありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 市長から貴重なお話をいただいて、ありがとうございます。

そういった農業生産法人なりグループなりがふえてくるのが、この地域の米に対する安全というものが保障されていくんじゃないかなと、大いに私は期待をしたいと思います。

それでは、子どもに関するほうにちょっと移らせていただきます。

今回、私の住んでいる地域では大原間小学校並びに東那須野中学校の表土除去が行われたわけです。その中で、ちょっと気になるのは大原間小学校に隣接をしている放課後児童クラブ、学童のびっこクラブの件なんです。あそこはこれは生涯学習課が調べていただいたそうですけれども、細かいデータも私ももらいましたので、線量もこれに載っています。驚くような線量が、ここに記載がされております。同じような条件でいけば、鍋掛小学校もやはり放課後児童クラブがあって、その近辺に関しては、もう既に表土除去をやった。それは校庭の表土除去をやったのと一緒に行ったので、埋めることができたというわけです。

私は、のびっこのほうの運営委員にもなっていますので、実はこの11日に行くことを決定しております。ただ、その際に教育委員会のほうからというのが正しいかどうかわかりませんが、生涯学習課のほうからなのかな、多少なりともお金はかかるわけです。ブルーシートであったり、除去をする表土を入れる袋であったり、そういったもの

に関しては、のびっこのほうで持っていただきたいというようなお話があったそうです。できれば、こういったことを自主的にやるわけですから、ぜひ市の補助の対象にさせていただきたいというのが1点。

それから、もう1点は、校長先生にしてみると、表土除去をした土に関して、しっかりと袋に入れて、その上からまたブルーシートの厚めのものでかぶせて保管をするといっても、中には、保護者から何でそういうものが置いてあるんだとかというお話があるんじゃないかと。そういうことに関しては、教育委員会なり市のほうから明確な指示というのはないんですかという話を聞いたときに、それはないんですというお話だったんです。その辺は、やはり各学校に対して、今後、側溝であったり、そういった線量の高いところのホットスポットの除去をしていくわけですから、その際にも当然出てくるわけです。あわせて、そういった対応をどうするかという指示も私は必要だと思うんですが、その点についてお伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 大原間小学校にありますのびっこクラブの学童の関係の雨どい受けというんですか、そういったところが多分非常に高い線量を示していると思うんですけれども、のびっこクラブに限らず、今回11校の表土除去をやっておりますが、その中で学童を持っていますのは、多分5校だと思いますけれども、そのうち鍋掛、あるいは大貫、それから横林、そういったところは表土除去をやったときに一緒にやっているというような、保護者のご協力を得ながら、そのときに埋設しているというような状況がございまして、関谷小学校につきましては、保護者の方が何回かに分けて実施をしているというようなことでござ

いまして、全部埋設できていないというのも若干あると思いますが、のびっこクラブも含めまして、学校の側溝とか、そういったものをやる際に、またボリューム的には表土除去から比べれば随分小さくなるわけですが、埋設をしていくということになりますので、その際に各学童から出ているものも埋設をしていくというような考えで、各学童クラブのほうにはお願いをしているというところでございます。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 表土が出たものに対しては、埋設と今部長のほうからお話がありましたけれども、まだ運営委員会を開いてそうたっていないんですが、そのときにはそういった指示はないと言われていましたので、そうなると、埋設するというと、どこに埋設するのかということです。手作業ですべてやるわけですので、保護者の協力を得てやるということですから、重機が入ってやるのであれば、穴を掘るということは可能なんでしょうけれども、手作業ですから穴を掘るというのは、ちょっと無理だと思うんです。それは、もう一度確認させてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 私の言葉がちょっと足りなかったのかもしれませんが、特にのびっこクラブと多分関谷小学校にある学童だけだと思いますが、今あれしたのは、市のほうで側溝、あるいは雨どいの受け、雨受けというんですか、そういったところを全35校やるという話を先日お話ししたかと思うんですが、そのときにも出てきますので、その際一緒に埋設をしていくということで、各学童のほうにはお願いをしているといいいますか、通知をしているというところでございます。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） わかりました。

それであれば、一時保管でいいということですね。それも、しっかりと校長先生のほうに伝わっているということでもよろしいんですか、いいんですね わかりました。校長先生のほうも、その辺、例えば一時保管にしても場所をどこに指定したらいいんだろうとか、そんな話もあったものですから、それは大丈夫だという理解でいいんですね。

これは、先ほど早乙女議員さんのほうからも質問の中にありましたけれども、この那須塩原市もやはり非常に線量の高いところなので、健康調査等はやるべきじゃないかというお話がありました。私も思います。特に、子どもたちということであれば、やはり累積をしていくわけで、線量がどんどん累積していくわけですね。その累積数字というものを簡単に知ることができるようなものが、今、安価な値段で売られていたりするわけです。福島の子どもたちには配られていたりするわけですが、そういったものも放射能対策本部のほうで、ぜひ検討をしていただきたいと思います。これは要望とさせていただきます。

未曾有の大災害ですので、本当に我々議員はもちろんですけれども、市民一丸となって、この危機に向かっていかなくはいけないと思いますので、なお一層の行政のご努力をお願いして、私の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、27番、吉成伸一君の市政一般質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（君島一郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時00分